

周防大島町告示第87号

令和元年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年12月3日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 令和元年12月10日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
小田 貞利君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
尾元 武君	荒川 政義君

---

○12月19日に応招した議員

---

○12月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和元年12月10日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年12月10日 午前9時37分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第8 同意第1号 周防大島町監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第2号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第4号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第5号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第5号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第6号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第7号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第8号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第9号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第10号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第13号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第14号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第27 議案第15号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 日程第28 議案第16号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正について
- 日程第29 議案第17号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について
- 日程第30 議案第18号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について
- 日程第31 議案第19号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第8 同意第1号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第2号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第11 同意第4号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第5号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第5号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第6号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第7号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第8号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第9号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第10号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第13号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第14号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第27 議案第15号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 日程第28 議案第16号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正について
- 日程第29 議案第17号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について
- 日程第30 議案第18号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について
- 日程第31 議案第19号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について

---

出席議員（14名）

1番	藤本	浄孝君	2番	新田	健介君
3番	吉村	忍君	4番	砂田	雅一君
5番	田中	豊文君	6番	吉田	芳春君
7番	平野	和生君	8番	松井	岑雄君
9番	小田	貞利君	10番	新山	玄雄君
11番	中本	博明君	12番	久保	雅己君
13番	尾元	武君	14番	荒川	政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	舛本	公治君	議事課長	大川	博君
書 記	池永	祐美子君			

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	西本	克也君
副町長	岡村	春雄君	教育長	西川	敏之君
病院事業管理者	石原	得博君	総務部長	中村	満男君
産業建設部長	林	輝昭君	健康福祉部長	近藤	晃君
環境生活部長	豊永	充君	久賀総合支所長	藤井	正治君
大島総合支所長	山本	勲君	東和総合支所長	大川	渉君
橘総合支所長	中村	光宏君			
会計管理者兼会計課長				大下	崇生君
教育次長	永田	広幸君	病院事業局総務部長	大元	良朗君
総務課長	中元	辰也君	財政課長	重富	孝雄君
政策企画課長	岡本	義雄君	教育委員会総務課長	木谷	学君

---

午前9時37分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和元年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により10番、新山玄雄議員、11番、中本博明議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月20日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月20日までの11日間とすることに決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告、9月定例会以降の諸般について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元に、その写しを配付いたしております。

次に、表彰に関しまして、私事でございますが、荒川政義が町議会議長として12年以上の長きにわたり公正な議会運営に尽力し、地方自治の発展、向上に貢献のあった者として、去る10月4日、総務大臣から表彰状を授与されました。

また、11月13日に開催された第63回全国町村議会議長会全国大会は、議長会創立70周年の記念大会となり、新山玄雄議員と私が町議会議員30年以上の在職として、永年功労者の表彰を受けましたので、ここで御報告を申し上げます。

次に、陳情・要望について、2件受理しておりますが、先日、開催をいたしました議会運営委員会において御協議をいただき、陳情・要望第22号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択及び陳情・要望第23号令和2年度商工会助成についての要望については、議員配付として既にお手元にお届けをしております。

続いて、系統議長会関係について、10月11日に柳井広域市町議会議長会の臨時総会が開催され、令和2年度事業について審議いたしております。

10月22日から24日まで、全国離島振興市町村議会議長会の理事会が東京で開催され、国に対する要望や運動方針について協議をいたしました。

11月1日に開催されました山口県町議会議長会の定例会において、私が県内6町を代表する会長に再任され、令和2年度事業計画について協議を行いましたので、引き続き御協力のほどよろしくお願いをいたします。

11月12日には第38回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、離島に暮らす住民にとって必要不可欠な離島航路・航空路の維持存続に関する支援策の抜本強化を盛り込んだ離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議が採択されました。

翌13日には、創立70周年記念全国町村議会議長全国大会が開催され、国に対する28の要望事項が採択され、東日本大震災等大規模災害からの復興及び災害に関する特別決議並びに議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議が採択されました。

翌14日には、地方議員の厚生年金加入を求める全国大会並びに地方議会活性化シンポジウムに出席をいたしました。

11月20日には、山口市で山口県市町総合事務組合の組合議会が開催され、私が組合議会の議長に選任されました。

月末の11月28日からは、山口県を代表して国保制度改善強化全国大会に出席し、国や県選出の国会議員に対し、陳情を行ってまいりました。

続いて、研修について。11月8日、上関町において山口県町議会広報研修会が開催され、県内各町からの参加により、議会広報発行に関する活動について、それぞれの課題を持ち寄って、意見交換の上、研修が実施されました。

また、議会へのタブレット端末導入に関して、10月15日に吉村議員が議事課長とともに、先行導入されている美祢市において運用状況の調査を行っております。また、タブレット操作になれることが最も重要である観点から、11月21日には議員各位に御参集いただき、ペーパーレス会議システムの講習会を実施いたしました。議員各位におかれましては、繰り返し使うことで操作に慣れていただけるよう御協力をお願いいたします。

続いて、町人会関係について、9月29日の近畿東和会には吉村議員が、10月20日の東京東和町人会には新山議員が、11月16日の近畿大島会へは尾元議員に出席をいただきました。さらに、11月30日の東京大島郡人会には新田議員、平野議員と私、荒川が出席をいたしました。それぞれの会におきまして、会員との情報交換と支援の輪を広め、昨年の貨物船衝突事故以降の周防大島町の復興の状況を報告し、さらに周防大島町に対する支援をいただくようお願いを

いたしたところです。出席された関係議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

また、今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橘町人会が予定されております。この件につきましては、議員派遣として本定例会の最終日の会議で御議決をいただく予定でありますので、よろしく願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告を行います。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、令和元年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を5件申し上げたいと思います。

まず1件目は、米軍岩国基地関連について御報告をいたします。既に新聞やテレビ等で報道されております米軍岩国基地所属の戦闘機部隊で、重大事故につながりかねない規律違反が横行している実態があったとの報道がございました。これは昨年12月に高知沖で発生した岩国飛行場所属の米軍機2機による空中接触・墜落事故に関する事故調査結果から明らかになったものでございますが、10月の事故調査結果によると、4つの重大な要因について報告されております。

11月5日には、4つの重大な要因の一つでございます、職務上ふさわしくない部隊司令の姿勢の個別具体的な事例として、手放しの操縦や飛行中の読書、ひげを整えながらの自撮りが行なわれていたとの報告で明らかになったものでございます。

今まで、県や関係市町から国や米側に対し、機体の整備点検やパイロットの安全教育など徹底した安全対策の実施、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底など適切な措置の実施等、たびたび要望していたにもかかわらず、このような行為が横行していたことに、大きな驚きと大変強い憤りを感じているところでございます。

このことから、11月7日には、知事をはじめ県議会議長、関係市町を代表して岩国市長で防衛省を訪れ、防衛副大臣に対して、米側に安全教育を含め、しっかりとした安全対策を強く求めたいとの申し入れを行っていただいております。

また、11月29日には、防衛省から防衛大臣政務官が今回の件で説明のため県庁に訪れた際には、今回の報道では、規律違反が多々あるとのことで、そのことが事故につながったとすれば、許しがたいことであり、町民に過度な負担や不安、障害が伴うことがあってはならず、そのような恐れがあれば、是正や改善を強く求めると申し入れを行ったところでございます。

既に、米側においては、この調査結果を踏まえ、部隊の複数の幹部を解任するとともに、プロ



グラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善に取り組んでいるとのことですが、今回の報道により、多くの町民の方々が不安に感じていることと思います。今回の案件は非常に深刻な問題であることから、二度と起きないように、国や米側に対し、しっかりと安全対策を求めるとともに、今後は情報提供についても詳細に説明を行なうよう県及び関係市町と連携しながら求めてまいりたいと思っております。

2件目は、大島大橋損傷事故の関連事項について御報告いたします。昨年10月22日に発生した大島大橋損傷事故は、40日にも及ぶ断水や交通規制などによりまして、町民の方々の生活や地域経済に大変大きな影響を与えた事故でございました。

事故から丸1年が経過し、ようやく通常の生活や地域経済を取り戻してまいりましたが、当時の思いを思えば、現在も変わっておりませんが、船会社に対して強い憤りを覚えるとともに、町民の方々に大変な御迷惑をおかけしたことを申し訳なく思っているところでございます。

御存じのとおり、本町では県や柳井地域広域水道企業団と同様に、損害の全額賠償を求めて広島高等裁判所に即時抗告を申し立てているところでございますが、現時点では大きな動きはございません。

そのような中、10月31日には、国土交通省の国家安全委員会の貨物船エルナ・オルデンドルフ衝突事故の調査報告書が公表されたところでございます。この報告書によると、原因は、船長が橋の高さを把握することなく、航海士が作成した本件ルートを航行する航海計画を承認し、航行したこと、ドイツの船会社オルデンドルフ・キャリアーズ社の安全管理マニュアル等により定められた航海計画の作成等に関する手順を遵守することの重要性が、船長及び航海士に十分に認識されなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があることと報告書に記載されております。

この報告書からも、船長等の乗船員を指導すべき船会社の責任は大変重いものであり、このずさんな運行に対して強い憤りを感じております。先ほども申し上げましたが、現在も即時抗告の審理が行なわれているものと思っておりますが、いまだ大きな動きがない状況でございます。

一方で、先の議会定例会で報告させていただいたとおり、7月17日に開催された制限債権届出に関する調査期日説明会では、全ての債権は異議を留保し、調査は継続するとのことであり、次回の説明会は令和2年1月22日に広島地方裁判所において開催されるとのことでした。今後、何らかの動きがございましたら、本議会へ御報告してまいりたいと思っております。

3件目は、町職員による外郭団体会計処理の不正経理及び横領着服事件に係る懲戒処分について御報告いたします。周防大島町の職員が外郭団体の運営費を着服するという、公務員としてあってはならない行為を犯しましたことに対しまして、町民の皆様並びに関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。

事件の概要につきましては、本年10月15日に当該職員が無断欠勤をしたことを発端に、協

議会の嘱託職員への賃金の支払いが行われていなかったことから、当該職員が保管している協議会名義の通帳を確認したところ、使途不明の出入金が発覚いたしました。

不祥事を起こした職員は54歳の総務部政策企画課勤務の男性班長で、平成27年4月から令和元年10月までの期間において、周防大島町定住促進協議会の会計業務に従事するにあたり、使途不明金の出入金を繰り返し行うとともに、関係書類等の改ざんを行うなど、運営費を横領着服したものであります。

町といたしましては、これまで明らかとなった事実を踏まえ、外郭団体の運営費を不正に操作した上で横領した職員の懲戒免職処分を令和元年11月13日付で行いました。

現在、判明している令和元年度における損害額は、249万5,400円として、11月1日に柳井警察署に被害届を提出いたしました。

当該職員は、平成27年度から定住促進協議会の庶務全般を担当していることから、現在も詳細な調査を実施している段階ではございますが、5年間での損害額は、約670万円に上るものと推認いたしております。

現在もなお、職員は行方不明の状況で発見には至っておりませんが、全体の奉仕者として町民の模範となるべき立場にある本町職員が金銭を着服したことは、許しがたい事件でありまして、全容を解明するためにも刑事告訴をすることとし、既に顧問弁護士と委任契約をし、準備を進めているところであります。

二度とこのような事件が発生しないよう、再発防止策の徹底と、町政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。今回、このような事件を起こしたことに對しまして、改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。

4件目は、電力の自由化に伴う電気料金の削減について御報告いたします。電力の自由化への対応につきましては、昨年の6月議会定例会におきまして、小田議員さんから御提言をいただいたところではありますが、昨年12月、年間約2億円に及ぶ電気料金について、その経費の削減を図るため、病院事業局を除く各高圧電力使用施設におきまして、見積もり徴収を実施したところでございます。

具体的には、中国電力を含む電力会社4社から見積書の提出を受け、これにより契約の相手方とする電力会社を決定し、本年4月から供給を受けております。この電力会社の変更による削減効果といたしましては、令和元年度におきまして約2,300万円の削減が見込まれているところでございます。

また、病院事業局におきましても高圧電力契約の見直しについて、平成30年度からこれを実施し、年間約160万円の削減効果が出ているところでありまして、今後も引き続き、指定管理施設についての検討も含め、電気料金の削減に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

います。

次に5件目、東和病院診療費着服・横領事件の再発防止措置についてであります。これにつきましては、石原病院事業管理者が報告をいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 東和病院診療費着服・横領事件の再発防止措置について。平成29年10月に発覚した東和病院元職員による診療費着服・横領事件について、再発防止策を講じ、令和元年8月、外部有識者2名に業務の有効性について御確認いただきましたので御報告いたします。

事件発覚から原因究明と業務手順の見直しに努めてまいりました。平成30年度には東和病院を含む3病院にある医事会計システムの改修及びレジシステムの導入を決定しました。

主な再発防止策は次の5点です。

- 1、医事会計システムから出力する帳簿は、修正できない仕様とし、領収書及び診療費調定書（領収書控え）には連続番号を付番することで連続性の確認管理を行う。
- 2、医事会計システムでの処理が全て記録・反映できるようにした。
- 3、自動釣銭機能付きレジの導入で現金管理をシステム化した。
- 4、医事会計システム端末を総務部にも設置し、未収金状況を確認できるようにした。
- 5、請求書等の修正や再発行は権限のある職員のみ操作できる仕様とした。

その他に、内部管理体制の強化として主要業務についてのフローチャートを作成し、担当者の明確化と複数職員での業務分担を行うことで、相互牽制による不正・誤謬（ごびゅう）の発生を防止する体制としました。

以上の再発防止策についての有効性を、令和元年8月1日、公認会計士、司法書士の2名に東和病院と総務部へ訪問いただき、現場視察により御確認いただきました。

現金と帳簿上あるべき金額の照合を確実にを行うため、次の4つの事項を徹底しました。

1、新たに導入したレジシステムと医事会計システムを連動させ、出力した請求書、レジ内に収納された現金、処理内容が全て記録・反映された調定明細書及び送付書の3つの照合により、現金と未収金を確定させる。

2、休日、時間外は事務担当者が手持ち金庫により業務を行うが、事務長及び企業出納員が入金された現金と請求書を確実にレジシステムで処理し、帳簿に反映させる。また、未収伝票は月末に医事システムからの帳簿と照合し、その存在を確認する。

3、当日勘定合致確認後、事務長若しくは企業出納員が入金処理分及び未収分の調定表を基準に、診療費調定書（領収書控え）に記載の会計処理番号の連続性を確認し、抜き取りや廃棄がないことを確認する。

4、診療日から1カ月を超える患者に対しては連絡をとり、未収金有無の確認と回収に取り組む。

これからも地域住民に安全・安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めてまいります。

○町長（椎木 巧君） 以上で、行政報告を5件させていただきました。

---

### 日程第5. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第5、提案理由の説明を行います。

町長から議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告2件、同意5件、補正予算に関するもの9件、条例の制定及び改正について9件、指定管理者の指定1件の合計26件であります。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

同意第1号は、周防大島町監査委員（議会選出）でございますが、この選任について議会の同意を求めるものであります。

同意第2号から同意第5号は、任期満了に伴い、周防大島町固定資産評価委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号は、令和元年度一般会計補正予算（第3号）であります。既定の予算に1億4,995万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を150億6,278万8,000円とするものであります。

議案第2号は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算に2億714万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億8,649万9,000円とするものであります。

議案第3号は、令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算から、13万5,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億6,239万8,000円とするものであります。

議案第4号は、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。保険事業勘定の既定の予算から、531万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を36億5,007万5,000円とするものであります。

議案第5号は、令和元年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算に、8,926万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を16億554万円とするも

のであります。

議案第6号は、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の予算に、178万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を2億9,572万円とするものであります。

議案第7号は、令和元年度渡船事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算に10万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,240万6,000円とするものであります。

議案第8号は、令和元年度水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第9号は、令和元年度病院事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、業務の予定量のほか、収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第10号でございますが、周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてであります。これは地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることから、本町においても臨時・非常勤職員の任用及び勤務条件等を定める条例を整備するものであります。

議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部改正に伴うもの及び山口県人事委員会勧告に準じ、給与等の改定を行うにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第12号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正については、病院事業管理者の期末手当の改定を行うにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第13号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正については、仮称名称でありました周防大島町立周防大島中学校の規定を正式名称に改めるにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第14号周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正については、令和2年4月から柳井市とともに窓口業務等を包括業務委託することとしており、料金及びその算定方法等について、所要の改正を行うものであります。

議案第15号から議案第18号は、いずれも令和2年度からの下水道事業の法適化に伴い、水道事業に加え、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業について地方公営企業法を全部適用させるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正については、公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設の設置及び管理条例に規定する設置規定や計画処

理区域を本条例に移行するもの。

議案第16号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の全部改正について、議案第17号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について、議案第18号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正については、それぞれ指定工事店に関する規定、使用料算定方法や手数料徴収規定等について、所要の改正を行うものであります。

議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等について、指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして議案説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で議案の説明を終わります。

---

#### 日程第6. 報告第1号

#### 日程第7. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）から、日程第7、報告第2号専決処分の報告について（損額賠償の額を定めることについて）までの執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号専決処分について御報告を申し上げます。

令和元年5月9日に、周防大島町大字久賀5134、周防大島町役場久賀庁舎地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、10月18日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、周防大島町大字久賀5134、周防大島町役場久賀庁舎の駐車場内にて、塵芥収集運搬受託業者が運転する車両が敷地内を移動する際、後方確認を怠り、左後方から来た相手方車両に接触したものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が20対80であることを確認し、町が相手方へ18万6,598円を賠償しようとするものでございます。損害賠償の額は一般財団法人全国自治協会から全額支払われる予定でありますので、あわせて御報告させていただきます。

次に、報告第2号専決処分について御報告を申し上げます。

令和元年10月8日に、町道州崎本浦線上において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、11月12日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処

理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字沖家室島地内の町道州崎本浦線において、河合芳弥氏所有の軽自動車が増車場へ進入する際、町道上のグレーチングが跳ね上がり、当該車両のオイルパンを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は4万3,175円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から11月20日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

---

### 日程第8. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、同意第1号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。地方自治法第117条の規定により、小田貞利議員の退場を求めます。

〔9番 小田 貞利君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

議員のうちから選任した監査委員が、令和元年9月25日付をもって辞任されましたので、新たに小田貞利氏を選任したいと存じます。小田氏は、議会議員の経験も豊富で、行財政の管理運営にも精通されており、事業の経営管理に関する専門知識を有しておられます。人格等につきましては、改めて申し上げるまでもなく、皆さん御承知のこととは存じますが、高潔、公正であることから、本町の監査委員に適任であると考えており、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。任期は議員の任期によるとされております。

何とぞ議員各位の御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定

しました。

小田議員の入場を許します。

〔9番 小田 貞利君 入場〕

○議長（荒川 政義君） ただいま同意されました小田議員より御挨拶をお願いいたします。

○議員（9番 小田 貞利君） ただいま監査委員に選任されました小田です。大変不慣れなことではありますが、先輩について、短い期間ではありますが、一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしくをお願いします。

---

日程第9. 同意第2号

日程第10. 同意第3号

日程第11. 同意第4号

日程第12. 同意第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、同意第2号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第12、同意第5号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第2号から第5号までの周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を一括して申し上げたいと思います。

現行の同委員会委員4名は、本年12月15日をもって3年の任期が満了となりますので、新たに選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして提案をいたすものであります。

同意第2号及び第3号は、今任期をもって退任される委員の後任を選任しようとするもので、第2号は、現委員の田中忠治氏の後任として大字東三蒲にお住まいの中原貞義氏が、そして第3号は、現委員の中村鈴美氏の後任として大字油宇にお住まいの中田兼歳氏が適任であると考えまして、お諮りするものであります。

田中忠治氏は平成13年4月から、中村鈴美氏は平成23年8月から、それぞれ御尽力をいただきました。ここに両氏の御苦勞に感謝いたしますとともに、その御功績に対し、深く敬意を表するものであります。

次に、同意第4号及び第5号は、現委員であります竹本厚三氏と東原平典氏を周防大島町固定資産評価審査委員会委員として再度選任いたしたく、議会の御同意をいただくため提案するものであります。

4氏の経歴は関係資料のとおりでございますが、4氏とも、温厚誠実な人柄、また、豊富な経



験と識見をお持ちの方々であり、適任と考え、選任にあたりまして議会の御同意を賜りますようお願いいたします。

なお、任期は令和元年12月16日から令和4年12月15日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第2号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、中原貞義氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中原貞義氏の選任について同意することに決定しました。

同意第3号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、中田兼歳氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中田兼歳氏の選任について同意することに決定しました。

同意第4号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、竹本厚三氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、竹本厚三氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第5号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、東原平典氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、東原平典氏の選任について同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時22分休憩

.....  
午前10時38分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13. 議案第1号

日程第14. 議案第2号

日程第15. 議案第3号

日程第16. 議案第4号

日程第17. 議案第5号

日程第18. 議案第6号

日程第19. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から、日程第19、議案第7号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に1億4,995万4,000円を追加し、予算の総額を150億6,278万8,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳入の12款分担金及び負担金2項負担金は、養護老人ホームへの入所者増による老人保護措置費負担金を追加計上いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定による追加計上を、障害福祉費負担金においては、歳出に連動して、障害者自立支援給付費負担金等を追加計上するものでございます。

また、3目教育費国庫負担金においては、統合中学校の美術室や体育倉庫等の改修事業に係る交付決定があったことによります公立学校施設整備費負担金1,231万8,000円の追加を、4目災害復旧費国庫負担金は、昨年の7月豪雨災害に対する災害復旧事業について、確定通知があったことによる公共土木施設災害復旧費負担金の減額補正となっております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、財源の調整による再編交付金7,611万5,000円の追加、2目民生費国庫補助金は、既設の介護施設の一部改修等に対する補助金1,136万9,000円の新規計上及びシステム改修の財源として介護保険事業費補助金の追加計上でございます。

12ページ、3目衛生費国庫補助金は、健康管理システム改修経費への母子衛生費補助金の追加及び5目土木費国庫補助金は、内示による社会資本整備総合交付金1,140万円の追加計上となっております。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金等を追加計上いたしております。

2項県補助金2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の追加を、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、イノシシ捕獲用箱わなの入札減による鳥獣害に強い集落づくり事業補助金の減額をそれぞれ計上いたしております。

13ページ、17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金は、日本ハワイ移民資料館に役立ててほしい趣旨の寄附採納があったことにより、社会教育費寄附金を追加計上するものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、2,209万5,000円を取り崩し、今回の補正予算に係る財源調整を行うものであり、4目福祉医療費一部負担金助成事業基金繰入金は、福祉医療費の実績見込みの増による追加計上となっております。

20款諸収入は、台風17号の影響により広島湾から流出したと推測されるかき筏の処分費として、広島かき生産対策協議会からの処理費として計上するものでございます。

14ページ、21款町債は、土木債、過疎対策事業債、災害復旧事業債及び合併事業債におきまして、歳出予算の増減に伴い調整を行うものでございます。

次に歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

今回は、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動及び退職・休職等を考慮し、県人事委員会の勧告による給与改定を反映した職員人件費の調整等を行っており、その総額は、一般会計において、2,034万3,000円の減額、漁業集落排水事業特別会計及び病院事業特別会計を除く特別会計においては496万3,000円の追加となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものについて御説明をいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費は、支給率改定による議員期末手当の追加計上でございます。

16ページ、5目財産管理費は、再編交付金を財源とするちびっ子医療費助成事業基金及び観光振興事業基金への積み立てを計上するものでございます。

7目支所及び出張所費は、地域要望に対応するための工事請負費等を追加計上するとともに、棕野出張所経費から、17ページ、白木出張所経費までは、単価改定による非常勤嘱託職員報酬の不足見込み額をそれぞれ計上するものでございます。

8目電子計算費は、令和2年度からの会計年度任用職員制度に伴う財務会計システムの改修経費となっております。

19ページ、6項監査委員費1目監査委員費は、今後の出務見込みの増加に伴う監査委員の報酬及び費用弁償の追加計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、福祉医療事業において、件数の増加に伴う審査支払手数料の増及び20ページの福祉医療費の追加を、たちばなケアプラザ管理経費は、ふぐあいの発生しております玄関ホールの自動ドアの修繕経費の追加となっております。

2目障害福祉費は、障害者自立支援給付費事業において、新規利用者の増によるサービス利用計画作成費の増、障害者区分認定等事業においても同様に医師意見書の作成に係る手数料の追加及び障害児施設給付費事業においてもサービス利用計画作成費の追加計上でございます。

21ページ、3目老人福祉費は、老人福祉事業において、養護老人ホームへの入所者増に伴う老人保護措置費の増、5目介護保険対策費は、介護保険対策事業において、既存の介護施設の一部改修や冷暖房設備等の改修に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,136万9,000円を計上いたしております。

23ページ、4項災害救助費1目災害救助費は、昨年7月の豪雨災害に伴う被災家屋の解体が完了したことによる被災建物等解体撤去支援事業の減額計上を行うものでございます。

24ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子保健事業は、マイナンバーを活用して、本人や保護者、市町村間で、予防接種や健診等の情報を確認できるようにするための健康管理システム改修経費363万円を追加計上しております。

27ページ、5款農林水産業費1項農業費5目農地費、農地一般管理経費は、久賀弁天地区の水路破損に伴う漏水調査業務の追加、単県農山漁村整備事業は、国庫補助事業への組み替えのための日良居地区事業計画書作成業務負担金350万円の減額、県営農業基盤整備事業は、国庫補助事業となったことから半額となった日良居地区事業計画書作成業務負担金175万円の追加及び事業費増に伴う戸田地区の耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業162万5,000円を追加計上いたしております。

28ページ、2項林業費、有害鳥獣捕獲事業は、主にイノシシの捕獲について、これまでの実績から捕獲頭数の増加が見込まれることから有害鳥獣捕獲委託料821万1,000円の追加及

びイノシシの捕獲用の箱わな購入の入札減による備品購入費 115万1,000円の減額でございます。

3項水産業費2目水産業振興費は、水産振興対策事業において、老朽化に伴う安下庄漁港の荷おろし場の補修や久賀港の浮棧橋補修工事への漁業経営構造改善事業補助金137万8,000円の追加、3目漁港管理費は、漁港施設管理経費において、漁港施設の標識灯3基分の修繕費100万円を追加計上いたしております。

30ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、交通対策事業において、昨年改築されました伊保田港待合所の電気料や水道料について不足が見込まれることから光熱水費の追加、竜崎温泉管理運営経費は、主に風呂浴槽の水漏れ補修経費の追加、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費では、主にグリーンステイながうらの海水用ポンプの更新工事費の追加計上、31ページ、サン・スポーツランド片添等管理運営経費は、主にふぐあいの発生しております女子風呂浴室の有圧換気扇取替経費の追加計上でございます。

32ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、町道に設置しております外灯の電気料の不足が見込まれることから光熱水費の追加、2目道路新設改良費では、工法の変更により赤石橋が撤去となることに伴い、撤去及び詳細設計経費1,300万円の追加、町道のストック法面点検を本年度実施しないことによる200万円の減額、トンネルやボックスカルバートの長寿命化修繕計画790万円の追加及び各橋梁工事の精算見込みによる工事請負費310万円を追加いたしております。

また、3項河川費2目河川建設費は、財源の組み替え、5項都市計画費1目都市計画総務費は、災害復旧への対応やトイレの洋式化に関する事業費増に伴う都市公園事業負担金の追加でございます。

33ページ、6項住宅費1目住宅管理費は、今後見込まれる公営住宅の修繕経費240万円の追加計上となっております。

35ページ、9款教育費2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費において、鉄筋の腐食によりコンクリートが落下しております久賀小学校の渡り廊下天井補修経費のほか、各小学校の修繕経費の追加や、ふぐあいの発生しております浮島小学校及び安下庄小学校の空調改修工事の実施設計業務382万6,000円の追加計上でございます。

また、3項中学校費1目学校管理費は、各中学校の施設の修繕に要する経費77万円の追加計上となっております。

36ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費は、社会教育振興経費において、町が貸し出した旧大島青年の家跡地に設置された太陽光発電施設に隣接する町有地の樹木の繁殖が、太陽光発電に影響を与えていることから、伐採経費の追加及び山口県からの増額通知があったことによ

る派遣社会教育主事負担金の追加計上でございます。

2目公民館費は、37ページ、かんころ楽園管理運営経費において、消防設備点検により指摘のあった誘導灯器具等の交換経費の追加、3目図書館費は、単価改定による賃金の追加となっております。

また、5目社会教育施設費は、八幡生涯学習のむら管理経費において、台風17号により破損し応急修繕をしておりました煙突の修復経費の追加、学習等供用施設管理経費では、原地区の学習等供用施設から下水道への接続工事費121万円の追加、38ページ、日本ハワイ移民資料館管理運営経費においては、歳入で御説明いたしました社会教育費寄附金を活用し、ふぐあいの発生しております資料館内で使用するノートパソコン1台を購入する経費でございます。

5項保健体育費2目体育施設管理費は、町民グラウンド管理運営経費において、台風17号により転倒しております東和グラウンドの樹木を撤去する経費の追加、総合体育館・陸上競技場管理運営経費において、39ページ、便器が破損している総合体育館のトイレの修繕経費の追加となっております。

3目学校給食費、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、温水ボイラーのリモコン交換の修繕経費の追加、大島地区学校給食センター管理運営経費は、主にスポットクーラーの修繕経費の追加、橘地区学校給食センター管理運営経費は、主にふぐあいの発生しております温水ボイラーの修繕経費の追加でございます。

40ページ、12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正につきましては、ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理料につきまして、議案第19号にてお諮りいたします指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の設定を行うもの及びスクールバス運行業務委託事業に関するものでございます。

なお、スクールバス運行業務委託事業につきましては、令和3年度には、中学校統合に関する大幅な路線変更等が伴うことから、今回は単年度での債務負担行為の設定となっております。

7ページ、地方債の補正につきましては、河川債、過疎対策事業債、農林水産業施設災害復旧事業債及び合併特例事業債の限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。

議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、保険基盤安定事業、職員給与費等、財政安定化支援事業、国保負担軽減対策に係る一般会計繰入金の増減、歳出においては、一般管理費・特定健康診査等事業費に係る職員人件費、一般被保険者分の保険給付費、国保基金積立金の増額が主なものでございます。

補正予算つづりの41ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億714万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,649万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者分に係る療養給付費、療養費、高額療養費の所要額の増に伴いまして、1億9,055万3,000円を増額するものでございます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を、1,659万4,000円追加計上をいたしております。これは、一般会計の繰入金で、負担金交付申請額の確定によりまして、1節保険基盤安定事業繰入金——保険税軽減分でございますが——744万6,000円を増額、2節、同じく保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を193万3,000円増額、職員給与費等の調整によりまして、3節職員給与費等繰入金を775万7,000円増額、普通交付税の確定によりまして、5節財政安定化支援事業繰入金を933万円減額、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定によりまして、国保負担軽減対策39万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴います職員人件費の調整によりまして、職員人件費513万6,000円を増額するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、7月診療分までの給付実績に基づきます年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるために、1億4,756万4,000円を増額、3目一般被保険者療養費は、同様の理由から207万6,000円を増額、49ページ、

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費については、同じく4,091万3,000円を増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分2項後期高齢者支援金等分、50ページ、3項介護納付金分は、いずれも財源調整でございます。

5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整によりまして、職員人件費262万1,000円を増額するものでございます。

51ページをお願いいたします。

6款基金積立金では、歳入額の増額に伴いまして、その調整のために、883万7,000円を増額計上をいたしております。

以上が、令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、職員人件費に係る一般会計繰入金の減額、歳出においては、総務費に係る職員人件費の減額によるものでございます。

補正予算つづりの53ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,239万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

59ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金については、職員人件費分13万5,000円を減額いたします。

次に歳出について御説明をいたします。

60ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴います職員人件費の調整によりまして13万5,000円を減額いたします。

以上が、令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの61ページをお願いいたします。



今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から531万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億5,007万5,000円とするものでございます。

事項別明細書の67ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について御説明をいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金の531万2,000円の減額につきましては、職員人件費の財源調整によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

68ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整によりまして、18万円を減額をいたします。

4款地域支援事業費3項包括支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整といたしまして、513万2,000円を減額いたします。

以上が、令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時05分休憩

.....  
午前11時07分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） それでは、議案第5号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第6号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第5号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

補正予算つづりの71ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に8,926万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億554万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでござい

ます。

概要につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

79ページをお願いします。

歳入につきましては、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため256万5,000円を減額計上しております。

6款諸収入2項雑入1目雑入は、農業集落排水の秋地区汚水処理負担金について、平成30年度の実績及び流入量の確定により46万円を減額計上するものでございます。

3項営業外利益1目消費税還付金は、平成30年度決算に基づく消費税の確定申告により1,269万2,000円を新規計上するものでございます。

7款町債1項町債1目下水道事業債及び2目過疎対策事業債は、久賀・大島地区公共下水道事業分として、それぞれ3,980万円を追加計上しております。

81ページをお願いいたします。

歳出の1款公共下水費1項事務費1目総務管理費、職員人件費は、人事異動等に伴う職員人件費の調整等により959万1,000円を追加計上するものでございます。

2項事業費2目公共下水事業費、久賀・大島地区公共下水道事業における19節負担金、補助及び交付金は、県代行事業負担金7,967万6,000円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第5号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第6号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

83ページをお願いします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,572万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

概要につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

91ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため8万1,000円を追加計上しております。

6款町債1項町債1目下水道事業債においては、設備経費に伴う財源として170万円を追加計上しております。

92ページをお願いします。

歳出の1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費、職員人件費は、給料等人件費の調

整等により42万4,000円を追加計上しております。

2項事業費1目維持管理費19節負担金、補助及び交付金は、汚水処理負担金を平成30年度の実績に基づき46万円減額、27節公課費は、平成30年分の消費税確定申告及び令和元年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い10万3,000円を追加計上するものでございます。

2目農業集落排水事業費、設備経費の15節工事請負費は、日良居処理区の一軒マンホールポンプ新設の工事費として171万4,000円を増額計上するものでございます。

以上が、議案第6号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第7号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の95ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により既定の歳入歳出予算の総額に10万1,000円を追加し、予算の総額を8,240万6,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

101ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料1項使用料3目浮島渡船使用料は、定期券販売の伸びが見込まれることから88万5,000円の追加計上でございます。

また、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金78万4,000円を減額いたしております。

102ページからは、歳出でございます。

渡船会計におきましても、他の会計と同様に職員人件費の調整を行っておりますが、職員人件費以外のものにつきまして御説明をいたします。

1款事業費2項事業費1目前島航路運航費は、賃金改定の影響額及び時間外勤務の増額が見込まれることから賃金を追加計上するものでございます。

103ページ、2目情島航路運航費は、臨時船員の勤務実績を考慮し増額が見込まれる船員保険料負担金の追加計上となっております。

3目浮島航路運航費は、出務日数の増が見込まれることによる臨時船員の賃金の追加及び、104ページ、臨時船員の勤務実績を考慮し増額が見込まれる船員保険料負担金の追加計上でございます。

以上が、議案第7号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）についての概

要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 何点が御質問をいたします。

まず、予算書21ページの介護保険対策費、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,136万9,000円という新規事業がございますが、これについて簡単に結構ですので制度の概要と、この1,136万9,000円という予算見積もりの根拠というんですか、内訳について御説明をください。

それから、27ページの農地費、水路漏水調査業務費69万7,000円、これも新規で上がってきておりますが、今回補正で新規の調査業務が上がってきている理由と、ちょっともう少し業務の目的、場所とか内容など御説明をお願いいたします。

それから、28ページの林業総務費の有害鳥獣捕獲費の821万1,000円。これ、当初の約1.8倍になっておりますが、イノシシ被害が顕著ということでこういう予算にはなるんでしょうけど、捕獲をすることについて、イノシシ被害に対してどういう成果が得られているのか、そこをデータで示していただきたいと思えます。

それから、30ページの商工業振興費の修繕費159万2,000円。これは、一つは竜崎温泉が上がっていますけど、浴槽からの漏水というのはどの程度の漏水なのか、具体的に御説明をいただきたいのと、引き戸の修繕も入っているということなんで、これもどういう修繕になるのか、その辺も御説明ください。それと、この施設は指定管理の施設なんで、ほかにも今回修繕費が産業建設部関係と教育委員会関係の施設も上がってきておりますけど、これは小規模修繕費というのは指定管理者の負担になると思うんですが、今回、予算計上されているというその理由を御答弁ください。

それから、32ページの道路新設改良費、測量・設計・監理業務費1,300万円というのがありますが、これも対象工事の概要というんですか、どういう工事になるのか、そのための調査なのかということと、今回補正でこれだけの予算を上げたという理由を御説明ください。

それから、35ページ、学校管理費、修繕費の248万9,000円。これは、23ページ以降に学校給食費もありますが、修繕費でこれも同様だと思うんですが、こここという個別に御説明されなくて結構ですので、大体どういった、コンクリートの剥落という説明がありましたけ

ど、それ以外にどういう修繕があるのか、簡単で結構ですので御答弁をお願いいたします。

それと、36ページ、社会教育総務費の工事請負費64万4,000円。これについて、工事費の内容、伐採ということでしたけど、この予算の算定方法、64万4,000円の算定方法と実際にこの工事の契約方法を御説明ください。入札なのか、随契なのかというところ。

それから、最後に27ページの学校給食費、工事請負費の365万6,000円、これは新規で予算計上されておりますけど、これについても、工事の内容と今回補正で上げるという理由を御説明ください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんからの介護保険対策事業費におけます地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての御質問でございましたので、その概要につきまして若干説明をさせていただきたいというふうに思っております。

この事業は、国の同じ名称であります地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金要綱に基づきまして、おおむね10年以上が経過をしました、町内のグループホーム2つの施設の大規模な改修を行って、防災体制の強化に資するという事業でございます。近年の災害等に対応するための防災対策事業だというふうに御理解いただければいいと思っております。

2つのグループホームから上がってきた事業の内容につきましては、冷暖房設備、電気設備、建物の外壁塗装というふうになってございます。

この事業の本来の交付基準額でございますが、1施設当たり773万円で、全額国が負担をするということになっておりますけれども、2つのグループホームの改修経費のそれぞれの経費が606万5,000円、それから530万4,000円となっておりますことから、つい11月22日にこの内示が届きましたので、1,136万9,000円を補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） それぞれの補正について、まず予算書の27ページにあります農地費、農地一般管理経費、水路漏水調査業務でございますが、まず、場所は久賀の弁天地区、久賀庁舎から東和方面に向かって最初にトンネルがございますが、その手前の右側、ちょっと別荘地的なところがございますが、その水路でございます。その水路につきましては、昭和55年に水路整備を行いましたが、経年劣化等によって数カ所ぐらいから亀裂とか破損があつて漏水があると。それによって家の周辺の陥没とか沈下、家の近くの石積みの吸い出し等があるために早急に漏水調査を行って、来年度、梅雨ぐらいまでには工事を完成させたいために、今回急遽、調

査業務を計上させていただきました。

続きまして、28ページの林業総務、有害鳥獣捕獲事業、有害鳥獣捕獲についてでございますが、当初は捕獲規定等に記載している頭数によって捕獲の予算を計上しておりますが、ある程度この時期になりますと捕獲頭数等が確定してくるといふか、数字的にわかってきますので、補正によって対応していきたいと。

これによって、どの程度の被害調整ができるのかということでございますが、生息頭数等につきましては正直なところ把握できないというのが専門家等の意見でもありますし、ある程度の捕獲をしないと、山の10頭よりも近くの1頭というふうに、やっぱり民家の近くに出てくる有害鳥獣、主にイノシシですが、それを捕獲していかないと今以上に被害が広がる可能性があるということによって捕獲していく必要があろうかと思っております。（発言する者あり）元は1,400頭で当初計上しておりましたが、2,573頭を予定しております。

続きまして、商工費の竜崎温泉管理経費、修繕費のものでございますが、主なものにつきましては浴槽の漏水、これが大体1日当たり3トンから5トン程度漏水しているのではないかというふうに言われております。それぞれのまた施設等につきましては指定管理者がやるのじゃないかということでございますが、その施設については1カ所当たりの修繕費がちょっと100万円を超えておりますので、今回の予算計上となっております。

それと、32ページ、道路新設改良費についてでございますが、1,300万円の補正でございますが、これは、現在、橋梁補修の詳細設計等を行って、各橋梁の調査等を実施しておりますが、戸田地区の赤石橋、ガソリンスタンドからちょっと日見よりのところにある橋なんです、この橋につきましてはもう補修では機能回復が見込めないということで撤去、架け替えという措置をしようということでございます。この橋を撤去、廃止しても、道路の付け替え等によってその交通の便は、かえって便利になるというところがございまして、橋りょうの点検補修が今後必要なくなるということで1,300万円の今回詳細設計経費を計上させていただきました。

なお、この新たに必要となる道路用地を含めてのところでございますが、一応、地元の合意はおおむね得られているというふう聞いております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に、35ページの小学校管理事務局経費の修繕費の関係ですが、久賀小学校の渡り廊下の天井の補修以外に久賀小学校のパソコン教室のエアコンの修繕、これにつきましては個別空調になっておりました熱交換器が故障し使用不能になったため行いたいと考えておるものでございます。

ほかに、明新小学校のポンプ車庫の屋根の修繕、こちらにつきましても学校から屋根のひさし

の部分が鉄筋の腐食によりコンクリートが爆裂しておるということで危険であるという連絡を受けての修繕でございます。

また、油田小学校におきまして屋内運動場の自動火災報知設備誘導灯が消防点検によりまして指摘を受けましたもので修繕を行いたいと考えておるものでございます。

同じく、油田小学校のガス漏れ警報器の期限のほうが令和2年3月に保証期限が切れるということで、修繕のほうを計上したいと考えておるものでございます。

そして、城山小学校の側溝のふた、児童がふたがなくて落ちたということで学校のほうより安全対策の要望がございましたので、トイレがあるわけなんですけど、それにスムーズに入れるようにふたの設置を考えておるものでございます。

その他、今後以降の10小学校の修繕費を見込んでの計上も含まれております。

続きまして、36ページの社会教育振興費の64万4,000円でございますが、こちらにつきましては、9月以降に町有地となっております家房の大島青年の家跡地に太陽光が業者により設置されておるわけなんですけれども、こちらの土地に隣接する町有地の雑木が発電に影響があるとして伐採要望があったもので、こちらの伐採工事の費用を計上しております。

なお、こちらにつきましては、そちらの跡地に入りますのに道がないということで、現在のところは随意契約でという思いではございます。こちらについては改めて検討してまいりたいと思っております。

最後に、37ページの学校給食費の修繕、橘地区の給食センターの管理運営経費の365万6,000円の修繕につきましては、現在、給食センターのボイラーについて応急修理ということで、どうにかこうにか稼働しておるものですが、こちらのほうが25年以上使用しております老朽化が激しく不調であることから、取替工事のほうを計上した次第でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 順番に、介護保険の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてですけど、2施設ということで、これは大規模改修が要綱でその要件としてあるのか、私も要綱を見たんですけど、スプリンクラーの設置とか、ちょっと私も読み切れてないんかもしれませんけど、そういった小さい、大規模改修に限らないのではないかなと思ったんですけど。

結局、大規模改修に限って、2施設というのはどういう方法で町から、大規模改修がどういう定義なのかわかりませんが、その2施設に投げかけて要望というか交付申請が出てきたということなのか、それとも公募してその2施設から申請が上がってきたところなのか、その辺も大規模改修以外が対象になるのかならないのかも含めて御答弁いただきたいのと。町がこの整備交付金を実施するにあたって、整備計画と交付要綱等というものを定めていると思いますが、これは公表されているのかどうか、その辺も御答弁ください。

それから、農地費の水路漏水調査業務費なんですが、場所はわかりましたけど、これを例えば調査して、水路が原因で何か周辺の地盤沈下とか石積みへの影響もあるというふうな御説明だったんですけど。仮に水路調査をした結果、漏水がその石積みに影響を与えているとそういう因果関係が確定されたら、これは民有施設だと思うんですけど、そういうところまで工事することになるのかどうか、その辺も御答弁ください。

それから、イノシシ対策なんですが、生息数は把握できないという御説明がありましたけど、確かに民家近くにとか畑に出てくるイノシシを捕獲するというところに意義もあると思うんですが、結局、全体数がどれぐらいあってそのうちの何頭を捕獲しているというのがないと、施策として淡々と毎年予算をかけてイノシシを捕獲していくということをずっと継続していくことで、非常に建設的ではないと。生息数の把握というのは、実際に学術的な方法もあると思うんですが、ないということじゃないと思うんですが、結局、周防大島町内に何頭ぐらい生息していて、そのうちの何頭をことし捕獲しているんですよというような、その辺の推定というのは本当にできないものなのかどうか、もう一度御答弁をお願いいたします。

それから、指定管理施設の修繕費の問題なんですが、竜崎温泉については3トンから5トンの漏水があると。これは、どのような調査をしてこれを3トンから5トンの漏水があると確認されているのか。それと、扉の補修について御答弁がありませんでしたので、もう一回御説明をお願いいたします。

それと、修繕費の扱い、これは確かに159万2,000円で100万円を超えているから町が負担してもいいと思うんですが、ほかの長浦とか片添、それから八幡生涯学習のむら、体育館、全部100万円以下、50万円のところもあるかもしれませんが、修繕費の負担割合の限度額を下回った修繕費だと思いますけど、その辺どういう基準で今回町が負担することになったのか、支出することになったのか、その辺を御答弁ください。

それから、道路新設改良費の赤石橋のことなんですが、ちょっと場所が私もよくわからないんですけど、多分、県道沿いの橋だろうと思うんですけど、これを撤去して、今の町道は分断されずに付け替えるということなのか、その辺がよくわからないので、付け替えるなら付け替えるでどういう法線で付け替えるのか、その辺をちょっともう少し説明してください。

それと、学校管理費の修繕費なんですけど、コンクリートが爆裂して落ちてきたと、大変危険なんで、これは学校でもあるし公共施設なんだからすぐに修繕せんにゃいけんというのは補正では上げていいと思うんですが、逆に、そんな危険な状態であれば、今回の議会を待たずに臨時でも開いて補正をしてすぐに対応すべき、そういう緊急性のあるもんじゃないかと思うんですが。

これをほかでもまた起きる、鉄筋が腐食してということであればほかの箇所でも起きる可能性がある。それを今後どういう対策をしていくのか、また定例議会までいつも待つては修繕費を補



正していくという対応でいいのかどうか。それで、今回のことに限ってでいいですけど、コンクリートが爆裂して落ちたところをどういう工法で対策、修繕するのか、その辺も簡単に結構ですので御説明ください。

それと、社会教育総務費の、家房の、大島青年の家の跡地の伐採費なんですけど、ちょっと私も現地へ行ってみたんですけど、具体的には1452番の1ということでもいいですか。そこが、隣の、北側の町有地から木が覆いかぶさっているという状況で、今回修繕費がその木を伐採するという修繕費だと思うんですが、現地を見ると決して、太陽光パネルを影にするとかそういう影響を与えているようには見えなかったんですが、ちょっと場所の特定をさせてください、そこでいいのかどうか。

それと、ここは町有地を特定の業者に賃貸というんですか、貸し出しているということだと思うんですが、そのときの協定、契約なりをしていると思うんですが、それがどうなっているのか。普通に考えたら、貸しているんだから借りている人がちゃんと目的に支障にならないように管理すればいいんじゃないかなと思いますけど、その協定で、隣の町有地から支障を与えるようなことが起きたら、それは町が責任持ってやりますということになっているのかどうか、そこを説明していただきたいのと、協定で幾らの賃貸料になっているのか、年間。これは1,000平米というようになっていますけど、そこを協定でどういう契約になっているのか、そこも補足で御説明ください。

それから、協定上どういう責任分担になっているか、管理の、そこをお願いします。

それともう一つ、学校給食費で、これも修繕費なんですけど、耐用年数を過ぎていているというんなら、ことしの当初予算で組むべき話で、それを何で今上げるのか。それで、応急修理で使えるんなら、もうちょっと、あと3カ月頑張らなくて使えないのかどうか。その辺ももう少し詳しく御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんのほうから、もう少し大規模改修ではなくて普通の改修も対象になるのではないかというような部分と、整備計画、公募云々といったところの御質疑があったように思います。

今回この事業に関しましては、先ほど私が答弁いたしました国の要綱の少し詳しい内容として、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについてという文書が出されております。その内容については、利用者等の安全性確保の観点から老朽化、これがおおむね10年以上ということになるんですが、老朽化に伴います大規模な修繕等を実施する事業についてを補助対象としますと。その内容が、施設の一部改修で浴室や外壁等々の改修、それから施設の附帯設備として電気設備等々の改修、それから施設の冷暖房設備の設置等ということで冷暖房設備の改

造等といったような、ほかにもたくさんございますが、今回の対象となったといいますか、申請があったものについてはそういったところの対象としておるところでございます。

それから、整備計画については、今回この補助事業そのものが二次募集という形で上がってきた事業でございます、その二次募集の段階で事業者のほうから応募がございました関係で、公募はしていないという状況でございますが、その整備計画というのは事業者のほうで策定したものを町のほうできちんとつくり変えて、その内容で適合性があるかないかを判断した上で国のほうに要望していくという形をとっております。ですから、国に要望した内容が整備計画になっているという状況でございます。

以上でよろしいですか。はい。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの27ページ、農地費、水路漏水調査業務について、民地のほうの陥没とか吸い出し等があるんだけど、民地もやるのかということなんです、水路のすぐそばですので、工事の影響が出るのではないかというふうには思っております。だから、どうしても影響幅の中の補修は必要だろうというふうには考えております。

続きまして、有害鳥獣の関係でございますが、生息頭数は把握できないのかということですが、例えばですけど、牛等につきましては1頭から大体1頭しか生まれませんが、イノシシにつきましては5頭から6頭というような表現で生息頭数が出ておりますし、その生まれたイノシシが1歳を迎えるうちの約半数は自然に亡くなるということになると、非常に数字をつかまえていくのではないかというふうには思います。それで、ちょっと生息頭数については把握しきれれておりません。

また、捕獲によって何かいい影響というんですか、そういうのがあるかということではございますが、ある程度やっぱり捕獲をしないと、共存共栄ができるのであれば、全然捕らないのもありなのかなというふうには思いますが、やっぱりどうしても一生懸命つくった野菜等が取られると、どうしても心理的に対抗意識が燃えるというのもありますので、捕獲等につきましては今後とも続けていくというふうには考えております。

また、ある程度は自己防衛といいますか自分の財産の一部でありますので、柵等をして防御をする必要もあろうかというふうに思います。

それと、30ページの商工費の竜崎温泉の修繕費の漏水についてでございますが、竜崎温泉は皆さん御存じのように、循環型の温泉の施設でありますので、去年よりことし、ことしよりおとどしというふうなチェックをすれば自然と使用水量がわかるところでありますので、管理者から聞き取りを実施して、最近水量が多くなったということでチェックしたところ、ちょっと漏水があるというふうに報告を受けております。

それと、あと長浦及びサンスポーツランド片添等につきましては額が小さいじゃないかということですが、年間の修繕費の合計が100万円を超えているということで追加補正をさせていただいております。

それと、もう一件あったのが、どこをとということなんですが、露天の出入り口の引き出し戸の取り替えとかのサッシの取り替えが入っております。

それと、赤石橋、同じく32ページ、道路新設改良についてでございますが、まず、このまま点検して橋梁の取り替え等を実施する場合と新たに付け替える場合の事業費の差なんです、概算で約8,000万円でございます。取り替えて直す、撤去して新たな路線を築くという差で、概算ではございますが約8,000万円程度の差が出ると。

用地についてですが、まだ決定ではございませんが、概算の図面がございまして、どういたしましょう、後ほど皆さんにお配りしましょうか。（発言する者あり）では、後ほどその図面については御用意させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に、指定管理施設のほうの関係の修繕でございますが、こちらにつきましては所定の修繕が指定管理のほうで限度額を超えて修繕を行っております、追加した部分について町のほうで予算組みをしたいと考えておるものでございます。

あと、学校の施設管理経費でございますけれども、こちらにつきましては臨時議会という御意見のほうもいただいたところでございますが、現在はコーンとかバリケードを使って、またロープを張って必要な安全管理も行ってございまして、直近の議会ということで12月補正で計上させていただいた次第でございます。

また、家房の64万4,000円の部分でございますが、こちらにつきましては、まず1点、算定方法についてということで私が答弁漏れをしておったようでございますが、こちらにつきましては業者のほうからの見積もりをとっております、こちらのほうで伐採工並びに2トンダンプの運搬処分とかいった経費を見込みまして64万4,000円計上させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、場所でございますけれども、大変濟いませぬ、詳細の場所につきましては周防大島町大字家房1452の1が対象番地で、その隣接する1332番3の2筆、合計面積の3,389.04平米のうちの1,105.2平米が貸し出している土地でございまして、その中の斜面といいますか隣接する部分でございます。

あと、私のほうが先ほど1点、ボイラーの設置後の経過年数については25年以上と申しましたが、こちらについては23年経過ということで訂正させていただければと思います。大変失礼しました。（「年間の土地代」と呼ぶ者あり）

契約の関係につきましては、ちょっと担当課のほうが異なりますので、変わって御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さん御質問の、太陽光発電の底地の契約の関係でございます。

賃貸料につきましては、年額22万1,040円でございます。それから、隣接の町有地なりからの支障木の伐採等についてということでございますが、契約の中ではお貸しした土地について善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない、それから維持管理のために支出する費用は全て乙の負担というふうにはうたっております。

ただ、今回の場合は敷地内の雑木が支障になっておるわけではございませんので、借り主のほうの権限が及ぶところではないというふうに考えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） あと、3点だけもう一回質問します。

農地費の水路漏水調査業務の説明で、水路の影響幅は考慮するかもしれないということでしたけど、そうなんでしょうけど、この御説明では、家の石積みとか周辺の地盤沈下とかがあるというところで、例えば漏水で石積みがどうなっているのかわかりませんが、影響を与えていると、崩れかけているとか変形しているとかいうのであれば、そこを直すことになるのかどうかです。調査してみないとわからないですけど、例えば、そのために調査するんでしょうから、因果関係ははっきり明らかになればその周辺部、民地も含めた周辺部も工事することになるのかどうか、単に水路の補修をするだけなら、この調査業務は要らないはずなんで、そこら辺の予定を、方針を御答弁いただきたい。

イノシシの話は、全体数の把握は御存じとは思いますが、統計手法による全国のニホンジカ等の個体数、推定等というのがあって、これでイノシシについては、全国のデータから階層ベイズ法という個体数推定方法が確立されておって、これで全体の数は把握できると、そのための調査なりをやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、要するにこれははじめから申し上げていることなんですが、町として、例えば捕獲をして数の減少を目指すのか、それとも柵とかをして防御して生活圏域の分離をして共生を図るのか、それとも肉の活用、ジビエとかそういった肉を使った、イノシシを使った施策を取り組むのか、その辺の柱が見えてこないんで、そこらがないと結局、予算もあっちもこっちもやって、この頭数についても全体数がある程度見えていないと、幾ら年間何頭捕ったと言っても、それが成果になっているのかどうか。単に捕った数だけを成果ということじゃなくて、計画的に、例えば年間何頭捕獲しますよという施策の進め方というのが出てくると思うんで、そこらやるために、やっぱり全体数の把握というのは必要な

んじゃないかなと思いますけど、私が今ここで聞きたいのは、要するに町としてどういう方針を持ってやっていこうとされているのかというところを御答弁いただきたい。

もう1点は、今の大島青年の家の現地を見ると、どこにも太陽光パネルに、要するに影を発生しているという樹木は見当たらなかったんですが、敷地内を管理するために、例えば隣の町有地から木や枝が伸びてくると、これを町がやっていたら、ずっとこれからやっていかなきゃいけないわけですね。確かに枝が張ってきたら影になって、太陽光には支障を与えるのかもしれないけど、それはやっぱり太陽光を設置している業者がやるべきことじゃないかなと思うんですが、その辺の取り決めをやっぱりしとかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふう考えられるのか、その辺の御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） イノシシの問題なんですけど、非常に困窮をしておるということなんですけど、皆さん方も御存じのように、ことしの当初予算では1,400頭余りの捕獲数を想定して予算を組んだということなんですけど、実は、今までの実績からすると、ことしは2,500頭余りも捕獲が出るんじゃないかということからして、こんだけ大きな予算をまた計上しなければならぬ状況になっておるということでございます。

そこで、その2,500頭余りを捕獲するということについては、それは捕獲をするんですから、当然、それだけは個体が減るということにはなると思うんですが、これまでもいろいろ議論がありましたけど、じゃあ捕獲をしていることが本当に効果が上がっておるんかと言われると、実はいろいろな、今、議員さんからもおっしゃられましたが、防御と捕獲とすみ分けという3つの方法で対策をやっておるということなんですけど、実は防御というのは、住宅とか、または農地とか、特にみかん畑とか水田とか野菜畑とかというところは、当然、防御の対象として、町も防御施設、材料、原材料の補助もしておりますのでやっておりますけど、今現在は、通常の道路にとか、公園とか、そういうところにもどんどん出ておるということからして、道路へ全部網を張ってくれというような要望も出ておるような状況でございまして、ちょっと不可能な話ではあると思うんですが、そのような状態でございます。

ですから、今、町として考えられることは、やはりきちんとした作物がつくられておる柑橘園、水田、野菜畑、そして住宅地、そういうところをまずきちんとした防御をしていかなければならないと思いますけど、しかしながら、防御で全てを賄うかということ、その防御の方法も、今、有害鳥獣対策班のほうでは指導、そして猟友会と一緒に指導しておりますけど、要するに、イノシシが入ってこようとしても、きちんと防御できるきちんとしたものを作れと、そうでないと、簡単な簡易なものを作っとならされた、入られたと言うんじゃないと、本当にやった意味がないというふうに思っておりますので、そういう指導はさせていただいておると思います。

そして、捕獲のことについては、2,500頭捕ったらどうなんだと、減ったんかと言われると、それを明確に答えが出せないというのは、本当にこれだけの多額な予算を突っ込みながら、本当に生産性のないことではないかというふうに私も感じております。生息数が把握できたら、それは被害が減るというのであれば、生息数の把握もいいと思うんですが、生息数の把握というのは、多分、今議員さん言われたように、多分学術的な要素からして、幾ら生息があるなということをやると思うんです。そういうことですから、それは全体生息数の把握ということを学術的にやるということは可能であろうと思います。それは検討してみたらいいと思っておりますが、やはり今のところ考えられるのは、防御と捕獲とすみ分けということなんですが、すみ分けのことについて、久賀の東の上のほうですか、河内……（「久保河内」と呼ぶ者あり）久保河内というところで、ある程度の関連する集落が一緒になって、自治会が一緒になってからやったことに対しては、ある程度効果が出ておるといような報告も受けておりますが、やはりこれも個人でやるわけじゃなくて、集落全体が固まってやるわけですから、相当な労力も要るでしょうし、費用もかかると、町のほうもそれは材料費は出しておりますが、そこら辺がなかなかこのすみ分けというのも、どんどんそういうのが進んでおるかということ、余り進んでいないというのが現実でございます。

議員の皆さん方からもいろいろな御要望もありますし、また、御提案もあると思っておりますが、ジビエのこともありました。ジビエでどんどん活用してから、生息数が減るほどの活用が本当にできるかということもあると思っております。ジビエのほうも実際に解体をする、活用をするという方と、そして捕獲をするほうとの協議の場というのは持っております、個体が捕れたら全てジビエになるというもんじゃありませんので、いいジビエになりそうないいものが捕れたときには、ちゃんと連絡をするというふうな協議をする場も持っておることになっておりますので、活用はこれからも進むんじゃないかと思いますが、しかしながら、ジビエに活用するから生息数が減るとこまでいくとは、とつても思えない状況にあります。

もう1点、私が聞いておる水路の調査のことなんですが、これは農地保全でやった水路だというふうに聞いておりますので、相当古いもんです。昭和40年代ではないかと思いますが、大きな水路なんです。大きな水路で、写真を見たら、確かに相当亀裂が入ったり、継ぎ目が剥離したりしてから、水路の水が漏れておるといのは確認できます。そういうことで、これの修繕を当然やらなければならない、調査もしなければならないと思っておりますが、それが仮に、その修繕は当然やらなければならないんですが、そっから漏水しておることが周辺の住宅地の、例えば石積みとかまたは住宅とかに被害が出ておると、被害が出ておるとい申し出はあったようですが、それとその水路の漏水との因果関係がきちっとわかるのかということになります。そういうことはきちんと調査してみなければなりませんので、今、議員が言われたように、じゃあ民間

の住宅地まで修繕するののかということでございますが、そこまでのことは、今、私たちはそういう因果関係がきちんと証明されれば、それはこの水路の漏水が原因で住宅地に被害が出ておるといことが明確になれば、それはまた別の角度から考えなければならないと思いますが、今のところは、水路の補修をするというのが、この調査の目的だというふうには思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの、隣接地といえども太陽光発電の設置業者がやるべきではないかという御質問についてですが、先ほども御答弁申し上げたように、貸与地の1,105平米につきましては、賃貸借契約書に基づいて、借受人のほうで維持管理をしなければならないというふうに契約書にうたっておりますので、今回のケースというのが、それに隣接する町有地からの支障木というようなお話でございますので、そこを全て借受人のほうに費用負担を求めるとするのは、ちょっと困難ではないかと思っております。

ただ、太陽光発電の導入の協定にあたって、周辺の清掃美化に努めるというような記述もございますので、このあたりについて、今後、借受人のほうと費用負担、管理区分等について協議してまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですね、答弁漏れないです。

暫時休憩します。

午後0時06分休憩

.....

午後1時02分再開

○議長（荒川 政義君） 先ほど資料請求がございました赤石橋の橋梁補修詳細設計業務の中で、航空写真を、これ今資料配付。配付漏れはありませんか。なければ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第1号の質疑を続けます。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） きょうのいろいろ伺ったのと、きょうの休憩中にいろいろ伺ったので、ほぼ解決しましたので、あと1点だけ伺います。

32ページの都市計画総務費の中で、負担金として片添のトイレの改修費の負担金が上がっていますが、ちょっとこれに関連してということになります。この片添は今、県の指定管理ということになっていますが、報道によると、柳井のフラワーランドですか、ああいうところと一緒に、この片添も県が指定管理を外したいという意向を持っているということが報道されました。

県が外すとなると、もう町が受けるんじゃないかということで、これが町に回ってくると、大変な予算上の負担にもなってくると思うんですが、大変、金額的にも大きい問題ですし、大きな

関心事でもありますので、ちょっとこの際ですが、この問題について町長のお考え、または県と既にそういうことでの合議といいますか、話し合いを行っているのかどうか、その辺も含めての見通しをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 片添のオートキャンプ場、そしてコテージ等があるあの施設のことだと思いますが、実は、あれは県の施設でございまして、片添には、県の施設と町の施設と、そして民間の施設があるわけですが、あの部分はまさに全て県の施設で、そして、県が運営をしているということなんです。実は、指定管理で町が指定管理者として受けております。指定管理を受けておるんですが、あのオートキャンプ場での収益といいますか、利用料だけでは賄えない状態にありますので、指定管理料もいただいておりますという状況でございます。

そして、町は指定管理を受けたものを、今度は東和ふるさとセンターという社団法人に業務委託しております。ですから、その業務委託の内容は毎年予算に計上されておるという状況でございますが、大枠で申し上げますと、約3,000万円の指定管理料をいただいております。そして、さらに今度は、あそこで上がってきたその利用料は、町からまた、うちが業務委託している東和ふるさとセンターに出しておるということでございます。

ただ、東和ふるさとセンターはそこだけの収支ではなくて、片添温泉もやっておりますし、テニスコートもやっておりますし、当然その前の海岸の清掃管理もやっておりますし、海水浴の管理もやっておりますし、またさらに言えば、逗子海岸の青少年旅行村のコテージも管理しておりますし、いろいろなことをやっておりますから、全体的に見ないと、東和ふるさとセンターの収支はなかなか難しいんですが、私たちは、県に対しては、その指定管理料3,000万円は常に維持してほしいということです。ずっと要望しておりますが、今まではそれはみていただいていたわけですが、それが県は、今おっしゃられたフラワーランドとか、小野田のサッカー場とか、下関の武道館とか、美祿の国際芸術村とか、たくさんの県の施設を指定管理として出しておるやつを、できるだけ地元に移したいという意向があるという一つの行革の一環だというふうに思っております。

町のほうにも当然打診は、もうあっておりますが、わかりました、じゃあすぐいただきますよということとは考えておりません。これからの交渉だと思いますが、先般の山口県の市長会の会議でも、このことについてたくさん議論が行われて、県のほうに要望を出しております。

そして、町村会のほうもそういうことをやろうかと思って考えたんですが、実は、町村会のほうにそういう県の指定管理施設があんまりないということなので、町村会では出しておりませんが、市長会では要望を出しております。

周防大島町では、あの施設を町が受け取らないのであれば、指定管理をもいで、例えばやめてしまうというふうなことになったんでは、町としては、観光交流施設としてから一番重要な施設



なので、そういうことはできない。しかしながら、今まで指定管理料をもらって、うちが管理しておいたものを、指定管理はなしで、ばさっと、全部町のほうに所有権を移してしまうということも、それはなかなか町が運営するには大変なことだというふうに思うわけです。

もう一点は、やっぱりもうできてから相当な年数がたっておりますので、受ける受けないは別にして、もし仮に受けるという話になるのであれば、相当なりニューアルをしていただかないと、そのままではすごく修繕料がかかってくるだろうというふうに思っております。

そういうことですから、先般も土木建築部長とも、県の総務部長ともお話しましたが、まだ明確な私たちの方針は出していないが、仮に今の状態はこうですよと、こうですよというのは、相当な修繕費が今のままだったらかかりますよということは申し上げております。ですから、その修繕のことと指定管理料が全くなくなるということは、なかなか即座に町が受けますよということとはできないということは、申し上げております。

ただ、県は、他の市のたくさんの施設と一緒にような、一つの方針で市町に渡そうとしておりますので、これは今からいろいろな交渉が出てくると思いますが、どこも即座に、じゃあいいですよ。じゃあ市町が受けますよということにはならないんじゃないかと思えます。県も、そんなにすぐに無条件で町がとってくれるだろうとは思っていないということだと思えます。

ですから、今からの交渉になると思いますが、県は行革にもものすごく一直線で進んでおりますので、相当腰を入れて交渉しなければならないというふうな今の状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） その交渉の結論的なものというのは期限を提示されているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 県は多分、相当急いでおるような気がいたしますが、しかしながら、県下にはたくさんのいろいろな施設があつて、それぞれみんな条件が違いますから、いついつに期限を切って全部をやろうということは無理ではないかというふうに思います。言葉が悪いかわかりませんが、開き直って、じゃあ、とらんのじゃったらやめてしまうよと言われたんじゃ、こちらも困る施設なんで、いずれにしても、県がもし仮にどうしてもやめるということになると、町はそれは施設の譲渡を受けて、町がやることになると思いますが、ただ、条件はいろいろつけなければならないというふうに、今、思っているところでございまして、期限はそこそこの施設で皆違いますので、いつまでにということは聞いておりません。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 来年度に向けて、介護保険料の改定が行われますが、今行われている病院等の再編が、今検討中、またはもう検討しているのかどうかわかりませんが、この介護保険料に影響を与えるのではないかという、その影響も高いほうに影響を与えてしまうんじゃないかという危惧を持っています。

で、介護保険の担当の方に伺いますが、この今の再編が介護保険料に与える影響、町民にとってはマイナス影響といたしますか、そういうものがあるのかないのか。あるとすれば、どういうものがそういう影響を与えるのか、お伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 砂田議員さんから、現在行われている病院改革が、来年度ではなくて、来年度に8期の計画をつくって、再来年度からということになりますので、その影響とこの御質問でございます。

平成27年度なんですけど、医療介護総合確保推進法という法律ができました。その中で、医療面では、簡単に言うとベッドを削減しなさいと。そして介護のほうは、そのベッドを削減した部分は本来介護、国が言っているのは、在宅もしくは特養でみなさいというのが、平成27年度の話でございました。

よって、今回、先般の全協での病院改革の変更は、老健のやすらぎ苑を廃止をして、そして、介護医療院ということで、ベッド数は変わらないということで、ほぼそんなに収益に差はないと、こういうことでございましたから、当然、まず介護側でいうならば、施設給付でいうならば、そんなに差はないだろうというふうに思っております。

ただし、ベッドが東和病院が99床になり、橘病院が19床になると、こういうことになれば、ベッド削減分は、本来やっぱり介護がみなければならないということになりますので、その部分については、少し、要は在宅になるか、施設になるか、それはわかりませんが、給付費

は伸びてくるのではないかなというふうに思っております。

ただし、介護保険料というのは当然65歳以上の高齢者、1号の対象者の方の人数で割りますので、どんどん高齢者人口も減っているという現状からすると、どうしても1人当たりの部分が、介護保険料が高くなっていく可能性はあるかなというふうには思っておりますが、まだ7期が1年半しか過ぎていない現状ですので、これからもう1年半の中で、どれほど給付が伸びてくるのか。また、1号の被保険者が減ってくるのかということを見定めながら、そこは算定をせざるを得ないかなというふうに思っておりますが、考え方によると、ベッド削減部分というのが、通常、入院というのは24時間体制ですから、在宅へ回す場合は、3倍というのが考え方になりますので、その部分を介護がみていく必要が出てくる可能性はあるかなというふうに、私はみておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の現段階で結構なんですけど、工事の進捗状況、それから、これは今建設しているんで、建設時の費用よりも、私は将来の維持管理費が非常に心配なんですけど、その辺の、供用開始の後の維持管理費の負担というのは、どれぐらいになる見込みと考慮しておられるのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問であります。現在の久賀・大島地区の公共下水道事業につきましては、平成30年度末の進捗率でございますが、事業費ベースで約50.7%でございます。

それから、供用開始後の維持管理費につきましては、これから順次、面的整備を行ってまいりますので、流入量の少ない当分の間は2,500万円から3,000万円程度というふうに見込んでおります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 流入量の少ない当面の間はそれぐらいなんだろうけど、じゃあ100%供用開始した——100%供用開始じゃない。想定する供用がなされたときに、当面じゃなくて、フル稼働じゃないけど、たくさんのつなぎ込みが終わった、100%じゃないでしょうけど、想定する供用開始が進んだときにどれぐらいかかると見込んでおられますか。そこが知

りたいんですけど。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 最大というところでの御質問かと思いますが、5,000万円弱程度ではなかろうかと思込んでおります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 説明では、何か一軒マンホールポンプという御説明がありましたけど、これは受益者1軒のためのマンホールポンプということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問についてお答えいたします。

対象者は1軒でございます。（発言する者あり）済みません、ちょっと説明が言葉足らずで申しわけございません。

マンホールポンプの工事というふうに申し上げておりますが、もともと、その公共ますなり、マンホールポンプのマンホールは、未接続のお宅でしたので、その整備自体は既にやっております。で、このたび接続の要望がございましたので、そのマンホールの中にポンプ自体を整備するというので、あくまで対象は1軒ではございますが、内容としてはそういうことでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 要するに、今回の補正の対応の受益者としては1軒ということによろしいんだと思うんですが、171万4,000円の補正ということで、それだけかけるんなら、合併浄化槽をつけたほうが経済的じゃないかと思うんですけど、その辺はどんな考えなんですか。ちょっと場所とかがよくわからないので。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これは、今、新設しよるわけじゃなくてから、日良居地区の農業集落排水事業というのは、もうずっと合併前からやっておった事業でございまして、当時は、最後の1軒まで公共ますを持っていくということだったんです。ですから、今のところも日前の一番西の端なんですけど、最後の1軒だったんです。ですから、そこの前にマンホールポンプを、そこは川があるんで、マンホールポンプをつけておかなければ、川越えができないというところだったんです。

ですから、そこに最後の1軒は、あなたのとは、もう合併処理浄化槽にしてくださいというふうなやり方をしていなかった。最後の1軒まで下水を持っていくというやり方だったんです。

ですから、そこにマンホールポンプがあったんですが、今考えたら、今の公共下水をやっている久賀・大島地区の場合でしたら、最後の1軒まで持っていくというようなことをやっていないんです。ですから、この連帯区域だけをやっていこうという状況だったんですが、当時は、最後の1軒まで持って行って、下水にするんだという状況だったんで、今のようなことがあって、既にもうマンホールはできております。ただ、マンホールはできておるんですが、その当時、接続をしないという家庭だったんで、今、接続の要望が出てきたんで、じゃあ、マンホールだけじゃ汚水が行かないので、そこにポンプを据えて、ポンプで押し上げるという状況ですから、今さら、今度はあなたのとは浄化槽にしたらどうかねということとはできない状況にあったということなんです。

これから先は、今おっしゃられたように、もう1軒、2軒のときには、もう下水は持っていかないと、できるだけ合併処理浄化槽でやっていただきたい。そのために、合併処理浄化槽の補助もずっと補助率を上げておるわけですから、それは、今後はそういうふうな形になると思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この浮島渡船使用料88万5,000円の増額ですが、定期券というふうに書いてありますが、88万5,000円の人数といたしますか、定期券だからずっと継続的に利用されるということなんでしょうか、延べ人数ということになるのか、利用者、この88万5,000円の人数はどれぐらいになるのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 砂田議員さんの御質問でございますが、補正額の88万5,000円でございますが、これにつきましては、11月5日までの定期券の販売実績と、今後見込まれる3月までの定期券の販売実績というところを合計したものと当初予算の差額は88万5,000円ということでございます。

で、11月5日までの販売実績が21万6,343円でございます。それから、今年度予定される1月から3月の定期券につきましては、園児の5名分、3カ月定期が5万8,150円と、中学生の7名の3カ月定期が15万8,060円と、そういった内訳になっております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） これは渡船会計の会計年度が違うことによるあれでしょうか。今年度、1年間を通したものを当初に上げることができないから、こういうふうになるのか。なぜ、その園児とか、中学生というのは年度当初にわかるのではないかと思うんですが、園児5名とか、中学生何名とかというのは、今の補正になったというのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 砂田議員さんの御質問でございますが、補助航路による会計年度の違いによる積算の問題ではなくて、当初に予算要求をする際に、確実なものとするれば、園児と中学生の通学・通園ということになるんですが、一番金額の大きい一般の通勤の方については、利用実態が見えませんが、余り高く想定すると歳入が入ってこないということもありますので、今回、11月までの実績に対して、今後、確実に入ってくる園児と中学生の定期券を合算したものと当初の差額について補正をさせていただいたという形でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から議案第7号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第20. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第8号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） それでは、議案第8号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の別とじ、補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条の総則で、当年度予算の名称につきまして、当年度全体を通じて「令和元年度予算」と表示することとし、第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に432万4,000円を追加し、8億6,543万2,000円とするとともに、既定の支出から579万7,000円を減額し、8億2,322万6,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。

収入につきましては、1 款水道事業収益 3 項特別利益 2 目過年度損益修正益 1 節過年度損益修正益に、平成 30 年度分消費税の更正請求による還付金収入として 4 3 2 万 4, 0 0 0 円を追加計上するものです。

支出につきましては、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費 3 4 節受水費は、うるう年であります令和 2 年 2 月 2 9 日の 1 日分の受水費 1 0 2 万 2, 0 0 0 円を追加計上し、2 目配水及び給水費の 1 節給料、2 節手当、6 節法定福利費及び 3 3 節負担金は、人事異動に伴う人件費の調整を、1 9 節手数料は、水道管路システムの新元号対応に係る費用として、5 万 4, 0 0 0 円を追加計上するものです。

続きまして、3 目総係費の 1 節給料、2 節手当、6 節法定福利費及び 3 3 節負担金は、人事異動に伴う人件費の調整を、1 6 節通信運搬費は、令和 2 年 4 月に業務委託の開始を予定しております、柳井市の包括窓口業務受託業者への委託に係る料金システム通信テスト等に要する電話回線使用料を、2 1 節修繕費に、電話回線新規設置に係る経費を追加計上するものです。

1 ページに戻っていただきまして、第 3 条の資本的収入及び支出では、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

続きまして、第 4 条では、予算第 1 0 条の次に債務負担行為の 1 条を加えるものです。その概要について御説明いたします。

令和 2 年 4 月に予定しております柳井市の上下水道料金窓口業務等包括業務受託業者への委託として、期間を令和 2 年度から 3 年度までの 2 年間、限度額を 6, 5 0 0 万円と設定するものです。

なお、3 ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第 8 号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第 2 1. 議案第 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 1、議案第 9 号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第9号、令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で2,716人、外来合計で3,068人の減少を、介護老人保健施設利用者数も入所合計で697人、次の2ページをお開きください。通所合計で89人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数・利用者数を補正しております。

次に3ページをご覧ください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少により、収入合計で1億1,061万9,000円減額補正し、54億1,233万5,000円を見込んでおります。

支出につきましては、職員の採用退職等の影響による給与費の減少と業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、4ページをご覧ください。支出合計で1億1,065万1,000円減額補正し、54億1,226万7,000円を見込んでおります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与費を8,035万2,000円減額補正し、30億4,819万8,000円としております。

内容としましては、給与改定に伴うものが1,385万5,000円の増額、職員の採用退職等の影響によるものが9,420万7,000円減額となっております。

第5条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で3,302万6,000円減額補正し、9億8,825万2,000円としております。

付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第9号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 21ページの期末手当の表ですが、支給率のところを見ると、4.3カ月分が4.4カ月分に補正をされるというふうになっていますが、一番下の一般会計の制度と比べて0.1%まだ依然として低いというふうになって、病院の職員だけが0.1%、まま母



にされていると。格差があります。これはなぜでしょうか。

それから、この格差は是正の方向に行くのかどうか。行くのであれば、どういうふうを考えておられるのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 御存じのように、昨年、県の給与改定を取り入れなかったために、0.1低い状況が続いております。

これにつきましては、御存じのように、決算が非常に悪い状態ですので、黒字の状態もしくは現預金が増加する状況になれば、同じように上げることは可能と考えていますが、平成30年度決算と同様の大きな赤字があった場合には——赤字縮減があった場合には、検討していきたいと考えておりますが、現状ではちょっと、今このまま0.1の差はあると思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、今の病院などの赤字の要因は、職員の皆さんにも一因があるというふうなお立場なのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後1時40分休憩

.....

午後1時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 要するに、昨年は、やはり全体の状況が非常に悪いので、どこに責任があるということではなしに、やはり職員にもその全体の責任と言ったら悪いんですが、やはり負ってもらうということで、昨年は人事委員会の勧告に従わなかったが、ことしは従うということです。（発言する者あり）その原因になるとちょっと難しいところです。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私の質問には、非常に玉虫色のお答えのような気がしますが、なぜ職員にこの期末手当の金額を、同じ役場の職員でありながら、病院の職員と一般職の職員と、赤字であることの責任をとらすための格差なのか。そうじゃないけれども、今赤字になっているから、病院の職員に限っては、その一端を担ってほしいというような赤字なのか。根拠が必要だと思いますよ、この格差を持ち込んでいる以上。明確な根拠が必要だと思いますよ、それは。そこはどうでしょう。根拠、格差がある根拠。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 格差の件についてでございますけれども、周防大島町一

般職の職員につきましては、地方公務員法によって給与を決定されることになっております。

病院事業局の企業職員につきましては、地方公営企業法第38条で、経営状況、その他の事情を考慮するということが規定されております。

それで、給与の金額等は、周防大島町病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で勤勉手当については、経営状況を考慮して支給するということから、大規模な設備投資がない状況で8億円という赤字を生んだということから、経営状況が悪化したということで、その規定に従いまして、ちょっと減額していると、給与改定しなかったということでございます。

○議長（荒川 政義君） はあ3回言ったんじゃないんかの。（発言する者あり）一般質問でやっ  
てください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第22. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第10号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について補足説明をいたします。

本議案は、令和2年4月1日に施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設された会計年度任用職員制度について、本町においても令和2年4月1日より導入・運用する予定としていることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について条例で定めようとするものでございます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的に創設され、臨時・非常勤職員の任用・服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図るものでございます。

それでは、改正の要点を御説明いたします。

第1条から第3条は、総則的な規定で、第2条では、会計年度任用職員にはフルタイム職員とパートタイム職員があること、第3条では、それぞれに支給される給与の種類について規定しております。

第4条から第16条は、フルタイム会計年度任用職員の給与について規定しており、月額給料

や各種手当について、その種類や算出方法等を列記しております。

月額給料については、常勤の正規職員に適用している給料表の1級及び2級、一部1級のみでございしますが、を準用することとしております。

また、手当については、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を常勤の正規職員に準じて支給することとしております。期末手当の支給率は年2.6カ月分でございます。

第17条から第25条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び手当について規定しており、報酬、手当について、その種類や算出方法等を列記しております。

報酬については、月額・日額・時間給の区分を設け、それぞれの算出方法を規定するとともに、特殊勤務・時間外勤務及び休日勤務についても報酬を支払うこととし、その算出方法についても規定しております。

また、手当については、期末手当を支給することとし、支給対象となる者、任用期間が6カ月以上で、1週間の正規の勤務時間が著しく短い者以外のパートタイム職員としております。

第26条及び第27条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤及び出張に係る費用弁償について規定しており、それぞれの額や支給方法については、常勤の正規職員に準じたものとしております。

通勤に係る費用については、フルタイム会計年度任用職員に支給される通勤手当の月額から日額を算出し、1カ月の勤務日数に応じて支給することとしております。

第28条から第30条は、雑則的な規定で、給与からの控除、町長の特任事項、規則への委任について列記しております。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日から施行としております。

附則第2項では、今般の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律で、その任用が厳格化された地方公務員法第3条第3項の規定により任用される各種委員（同項第2号）や特別職非常勤職員（同項第3号）の報酬等を規定する周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、地方公務員法の趣旨に沿わなくなる各種委員や特別職非常勤職員を同条例の別表1から削除するものであります。

削除された各種委員については、出務謝礼として報酬、交通費を含みますが、を支払うこととし、特別職非常勤職員は、会計年度任用職員として任用し、任用形態、これはフルタイムまたはパートタイムでございしますが、に応じた給与等を支給することとなります。

なお、今回の改正による新年度予算への影響は、これまで物件費に計上しておりました臨時・非常勤職員の賃金が給料や報酬に変更となること及び期末手当をはじめ各種手当が支給されることから、総予算に占める人件費の割合が高くなる見込みでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 3点ほど教えてください。

まず、この条例が適用される職員の数、規模はどれぐらいになるのかということ、それから、人件費が今、増額ということになりますけど、どれぐらい、幾らぐらい大体増額する予定なのか、見込みなのか。

それと、もう一点は、任用方法、これをどういう形で任用というか、選考していくのか、その辺も御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず第1点、新年度に適用される見込みの所属別——所属別ではないでしょうけど、フルとパートの職員数をどれぐらい見込んでおるのかということですが、ただいま予算編成作業中でもございますし、新年度の人事も固まっております。また、予算が全く未定でございますので、その中で見込むということはなかなか困難ではございますけれども、現状と、また予算要求等を踏まえまして、見るところではフルタイムで16名程度、パートタイムで207名程度というふうに見込んでおります。

次に、人件費の見込額ということでございますが、これも今、予算編成の作業中でもあり、やはり人事等が固まっておりますけれども、先ほどと同様の状況ではあるんですが、見込み額といたしましては1億9,500万円ぐらい程度じゃないかというふうに見込んでおるところでございます。

それと、任用方法につきましてですが、方法といたしましては、会計年度任用職員の登録をまず公募いたしまして、履歴書等に準じた登録申請書により、その登録をしていただいた後に、登録者の中から必要とする担当課が、それぞれ選考し、採用決定をしていくということを想定しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1億9,500万円程度というのは、これは全体の人件費がということで、現在と比べてどれぐらい増えるか。大体でいいんですが、何%とかでも結構なんですが、それをちょっと教えていただきたいのと、登録申請書を出してもらって、今の嘱託職員とか臨時雇用職員とか、そういう方が全部その会計年度任用職員に移行するという捉え方でいいんだろうと思うんですが、そういう方には全部登録申請書を出してもらって、もちろんそれは公募という形になるのかどうか。公募してもらって、その辺もちょっと御説明いただきたいと思うんで

すが、どういう形で公募をして、登録してもらって、その登録者から担当課が選考するというんですけど、その選考というのは、書類選考ということになるのかなという気がするんですが、総務省の方針というのは、競争試験または選考もできるということになっているので、その選考試験をやって採用するというのではないのか。全部一律、書類選考という形になるのか。それ以外の方法も考えておられれば、それも御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず1億9,500万円というのは、この会計年度任用職員制度で必要となる給料、報酬等の総額が1億9,500万円と見ておりまして、これが例えば、草刈りなんかも今まで賃金で組んでおりましたが、そういう人たちをのけた賃金が、これまでの賃金がございます。

そしてまた、今まで払っておりました報酬等もございますし、報償費等もございます。これらを今までの金額を差し引いて、増額になるのはどれぐらいかというのは、ざっくりの話、今、現時点ですから、ざっくりの話で申し訳ないんですけども約1,000万円程度ではないかというふうに思っております。

それと、任用方法につきましては、先ほども公募かということでしたが、今、想定しておりますのは、やはり広報なりホームページ等で募集かけて公募という格好で登録をしていただきます。それで、それから後の登録の名簿の中から担当課が選考するわけですが、試験というのは、ちょっと今想定はしておりません。あくまでも書類選考か、もしくは面接という形の選考になろうかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今から細かいところは決めるのかもしれませんが、検討されるのかもしれませんが、申請は結局誰でもできるわけでしょうから、登録申請は。その後で選考されるということになると思いますが、その選考自体は、結局、役場の各課で職員がやられるということなんで、そうすると、当然、今の現状を見ても、役場のOBの職員の方も当然応募してくる可能性もあると。そういうときに、やっぱり選考の段階で役場のOBの方が優先されるということが普通に考えられるし、そう受け取られちゃいけないんで、一定の公平性を保つような制度も、仕組みも必要なんじゃないかなと。

外から見たときに、やっぱり役場のOBだから採用されたんだというんじゃないで、広く、今仕事も少ない中で、大島で働き口を求めている方、若い方もいらっしゃいますので、そういう方が公平な選考で採用されるように、私はやっぱりどうしても役場の仕事だから、役場の職員が有利なのは当然なんですけど、やっぱり一定枠、例えば3割までに抑えるとか、そういった制度の仕組みも必要なんじゃないかなと思いますけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） もちろん田中議員さん言われたように、役場のOBだから特別にと  
いう考えは毛頭ございません。それで、現実なところ、今、町に出させていただいております、いず  
れその会計年度任用職員のほうに移行するだろう職員においても、役場のOBというよりも一般  
の方が多くおるように私どもは思っております。

ですから、役場の職員OBは、だからという特別なことはないというふうに思っていたら  
らと思います。

済みません。今、役場のOBで現実に役場のほうへ引き続き出ておられる方というのは、主  
には再任用職員ということで、職員として出てもらっております。これは会計年度任用職員とは全  
く違うもので、再任用職員が会計年度任用職員のほうに移行することはございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） あとで総務委員会でも審議されるので、私からは簡単に基本的な  
ところをお伺いしたいんですが、まず、この会計年度任用制度によって、新たに来年採用される  
フルタイム任用職員、それから、パートタイム任用職員ともに今よりは給与水準は上がると。金  
額は全て上がるということを確認ですが、前もって聞いていますので、ちょっとこの場でそ  
ういう表明をしていただきたいのと、それから、昇給についても一般職の給与表に基づいた昇給  
が行われるというふうに聞いていますが、そこはいかがでしょうか。（発言する者あり）

後半、後半何じゃったっけ。1つは、だからパートの方もフルタイムの任用職員も今よりは給  
料が上がると。あるいは時給、パートに関しては時給が上がるということなのか。それから、昇  
給についても正規の職員と同じように一定の基準に基づいた、一般職の給与表に基づいた昇給が、  
これはフルタイムの任用職員のことに限るのかもわかりませんが、そういうことになる、昇給が  
ということなのかどうかをお伺いいたします。

それから、そういう財源が町にとっては、財源が今度は必要になってくるわけですが、町長さ  
んも町村会の会長でもありますが、町村会なんかその財源を国に求めているというようなこと  
も聞いているんですが、その財源について、もう国からこの新たな任用制度について、財源的な  
ものが交付されるというふうになったのかどうか、そのことが1つ。

それから、今、田中議員からもありましたが、任用1年で今度は、私に言わせれば全員が雇  
い止めになるわけですが、既に市のところは9月議会で、これ多くのところはやっているんです  
がね。任用期間を1年から、例えば上限を3年まで、または5年までというふうに上限を定めて  
いるところもあって、それは3年間は比較的安定的に雇用ができると、5年間は安定的な雇用があ  
るというふうなところがあるんですが、ここが1年限り、全て例外なく1年限りというふうにし  
たのはなぜなのかという点。

それから、今も話がありました1年後にまた試験を受けるわけですが、役場の職員を優先的にしないというのはそのとおりかも知れませんが、逆に、例えば、昼の休みもちょっと話になったんですが、例えば、図書館で働いている非常勤の方、今、非常勤のほうが図書館は多くなっていますが、図書館の知識というのは、いろいろな専門性が必要なわけです。

図書館学という一つの系統的なものがあるぐらい一定の専門性が必要なわけですが、そうした、1年で首を切られる、雇い止めになると、またそこで新たに、そういう経験を持っておる人も持っていない人も対等に採用、選考されると、制度上はそういうことになっていると思うんですが、その裁量というのは、ある程度、町のほうでというか、それぞれの市町でできるというふうに理解していますが、そこはどういうふうにお考えなのか。もちろん資格を持っているか、持っていないかちゅうのは、大きなファクターだと思いますが、そうではなくて、一定の経験を持っている。役場の職員だからとか何とかというんじゃなくて、経験を持っている人で何年かそういう専門性があるところで働いて、1年しかたっていないけど新たに、それはもう無くなって、また、新たに全くほかの知識のない人と同列に選考、採用されるということになるのかどうか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 砂田議員さんの質問にお答えいたします。

まず、今の現行の賃金よりも、給料上がっていくのかという点でございますが、私どもが、これからゼロからの出発ではあるんですけども、初任給と言ったらおかしいんですが、その基準については、今現在の賃金を下回らないところで設定したいというふうに考えております。

それと、昇給についてですが、砂田議員さんが言われたように、フルタイムであれば、当然ながら昇給があるというのは基本でございますので、昇給はしていかなきゃならないというふうに思っております。

それと財源でございますが、これは不確定な情報では、国がこういう制度のために予算規模といたしますか、それを拡大すれば、そこは国が支援するような話はお聞きしておりますが、具体的に、じゃあ何で、どういう形でやってくれるんかというのは、まだ、私どもとしては把握はできておりません。

それと、周防大島町は1年限りということで、よその市町は5年とかとかあるというふうにお聞きしましたけれども、私どもが認識しているのは、この会計年度任用職員というのは、あくまでも1年以内が雇用の期間だというふうに思っております。

ただ、当然ながら再任といたしますか、再任じゃないですね。次の1年も同じ人が務めることができる形にはなろうというふうに思っております。

それと最後、選考にあたって、経験した者が有利になるのか、同一で扱うのかということでご

ございますけれども、これは選考の段階で決定することだと思っておりますが、当然、資格なんかあれば別でしょうけれども、そういう場合じゃないのであれば、ある程度、公平性というのは確保された上で選考されるべきものだろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

お諮りします。質疑が終了しましたので、議案第10号は所管の総務文教常任委員会へ審査を付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号を所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時09分休憩

.....

午後2時24分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23. 議案第11号

日程第24. 議案第12号

日程第25. 議案第13号

日程第26. 議案第14号

日程第27. 議案第15号

日程第28. 議案第16号

日程第29. 議案第17号

日程第30. 議案第18号

日程第31. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第31、議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号から議案第19号までについて、一括して補



足説明をいたします。

まず、議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、第196回国会で成立した成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法第16条の欠格条項から第1号の成年被後見人又は被保佐人が削除されたことに伴い、同法同号を引用している条文の改正を行うものであります。

また、山口県人事委員会による、10月16日の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

本年度は、官民給与の較差を踏まえ、給料表の引き上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引き上げを行うものであり、本町も山口県勧告に準じ、給料月額について平均0.17%の引き上げ、期末・勤勉手当についても、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.1月分引き上げることといたしました。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」と言う。）の一部改正でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、地方公務員法の第16条第1号が削除されたことに伴い、職員給与条例第17条第1項、第17条の2第2号、第18条第1項及び第20条第5項の条文から、関連する引用を削除するものでございます。

第2条も職員給与条例の一部改正でございますが、職員給与条例第18条については、第2項中の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の90から100分の95に、再任用職員についても支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の100分の42.5から100分の45に改正するものでございます。

この改正により、年間の勤勉手当の支給割合は、一般職が現行の100分の180から100分の190となり、再任用職員が現行の100分の85から100分の90となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職に係る給料表をそれぞれ改正するものでございます。

第3条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。第2条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員勧告に伴い、船舶職に係る給料表を改正するものでございます。

第4条及び第5条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関す

る条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等特別職の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の167.5から100分の172.5に改正するものでございます。この改正により、年間の期末手当の支給割合は、現行の100分の335から100分の345となります。

附則第1項は施行期日を定めるもので、公布の日から施行とし、附則第2項では、第2条から第5条までの改正後の条例の適用日を平成31年4月1日からとするものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者間において、権衡上、これは均衡を保つという意味でございますが、権衡上必要と認められる限度で調整することができると規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内払いとすることとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項及び第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による議会議員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約916万円の増額となる見込みでございます。

次に、議案第12号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

病院事業局の経営状況につきまして、平成30年度決算が平成29年度に比べ赤字額が減少し、今年度の決算につきましても、平成30年度より改善する見込みとなっていることから、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合を年間100分の440とすることとしております。それに伴いまして、周防大島町病院事業管理者の期末手当を、病院事業局企業職員と同様の支給割合とするために改正するものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給割合を100分の215から100分の220に改め、年間の支給割合を100分の440とするものでございます。

附則第1項は、施行期日等を定めており、公布の日から施行し、適用は、平成31年4月1日からとしております。

附則第2項は、改正前の条例の規定に基づいた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は差額を支給することとなります。

続いて、議案第13号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改

正についてであります。

久賀中学校、東和中学校及び安下庄中学校の3中学校の統合に係る本条例の一部改正については、平成29年第4回周防大島町議会定例会において中学校統合の御議決をいただき、仮称として学校名を定めているところでございます。

再来年度の3中学校の統合に係る本格的な準備につきましては、本年度当初に、関係3校の先生方、PTA関係者、学校運営協議会会長などの方々に構成する中学校統合準備委員会において、数多くの協議調整を行っているところでございます。

統合中学校の正式名称を決めるにあたっては、中学校統合準備委員会が6月17日から7月19日にかけて、町内15カ所に記載所及び回収箱を設置し、周防大島町にお住いの方や勤務されている方を対象にアンケート調査を実施いたしました。中学校統合準備委員会では、このアンケートの集計結果をもとに校名候補を選定し、周防大島町教育委員会がその報告を受けたところでございます。

その後、周防大島町教育委員会会議で審議するとともに、町長が主宰する周防大島町総合教育会議の協議で周防大島中学校との最終決定をしたため、平成29年12月28日に公布している周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正条例の一部を改正し、仮称としている統合中学校の名称を正式名称にしようとするものでございます。

また、先の一部改正条例の施行日は改元前の元号ですので、附則中の施行年を新元号に改めようとするものでございます。

なお、本条例につきましては、統合中学校が開校する令和3年4月1日より前に施行させる必要がありますので、公布の日から施行させるものでございます。

以上が、統合中学校の正式名称に係る関係条例の一部改正についてであります。

続いて、議案第14号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、令和2年4月より、柳井市の窓口業務等包括業務受託者に業務を委託するにあたり、料金請求方法や納期限等を柳井市に合わせるため、周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部を改正しようとするものでございます。

第29条では、これまで簡易水道事業及び水道事業とも、1期2カ月分を表示していた水道料金の表示を、近隣市町に倣い1カ月分の表示としております。

また、第30条第1項では、料金の算定に係る検針日を改め、第3項で規定していた1カ月分の6立方メートルを超え12立方メートルまでの超過料金を見直すとともに、第33条第2項では、料金引落日をそれぞれ柳井市に合わせることであります。

続いて、議案第15号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例につい

てであります。

下水道事業の経営環境は、急速な人口減等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、厳しさを増しております。こうした中で、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を他の事業体と比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められております。

国からも、地方公営企業法を適用していない事業について、平成27年1月、公営企業会計の適用の推進について、平成31年1月、公営企業会計の適用の更なる推進についての2回にわたり総務大臣通知が発せられ、重点的な取り組みを要請されたところでございます。

このため、本町下水道事業においても、既に地方公営企業会計法の全部の規定が適用されております水道事業と同様、令和2年4月1日から公営企業会計に移行するため、集落排水事業を含む下水道事業を地方公営企業として設置し、経営の基本に関する事項等を規定する条例の整備について、既存の条例の全部改正やこれに関連する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、その概要につきまして、条文に沿って御説明いたします。

議案つづりの57ページをお願いいたします。

本条例は、既に制定している水道事業の設置等に関する条例に下水道事業に関する条項を加え、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業について、地方公営企業法を全部適用するための改正を行うものでございます。

第1条第2項に下水道事業の設置を、第2条に下水道事業に地方公営企業法の規定の全部適用を規定するとともに、第3条第1項に下水道事業を加え、第3項に下水道事業の計画処理区域を別表として規定しております。

第4条から第8条にかけて、水道事業に下水道事業を加えた上下水道事業として規定しております。

次に、附則第2項からは、下水道事業の地方公営企業会計移行に伴い関連する条例の改正を行うもので、新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

64ページをお願いします。

附則第2項の周防大島町行政組織条例の一部改正では、生活環境部の事務分掌のうち、下水道に関することを町長部局から分離し、第3項の周防大島町情報公開条例の一部改正及び第4項の周防大島町個人情報保護条例の一部改正では、水道事業の次に下水道事業を加え、第5項の周防大島町職員定数条例の一部改正では、町長部局から下水道事業の職員を分離するものでございます。

第6項の周防大島町特別会計条例の一部改正では、他の公営企業の例に倣い、下水道事業、農

業集落排水事業及び漁業集落排水事業を統合し、下水道事業特別会計とするものでございます。

第7項の周防大島町手数料徴収条例の一部改正では、排水設備指定工事店指定の手数料を下水道条例で規定するため別表から削除し、第8項及び第9項では、町長の管理者権限に下水道事業を加えております。

第10項の周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、題名及び本文中の水道事業の次に下水道事業を加えております。

第11項の周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の一部改正では、題名及び本文の水道事業の次に下水道事業を加え、第2条中の水道課の次に下水道課を加えております。

第12項の周防大島町水道事業給水条例の一部改正では、本議案の改正により、第2条中の水道事業に下水道事業を加え、該当する条を改めております。

第13項から第15項までの受益者分担に関する条例の一部改正では、下水道事業管理者の権限を行う町長に改めるものです。

なお、附則第1項のとおり、本条例に伴う施行日を令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第16号周防大島町公共下水道設置条例及び管理条例の全部改正についてであります。

本案も地方公営企業会計への移行に伴い、下水道の設置及び管理について、使用料の徴収方法及び表の記載を改めるとともに、排水工事指定店の記述を規定に移すものでございます。

それでは、その概要につきまして御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

まず最初に、題名を他の市町に倣い、周防大島町公共下水道条例としております。

本条例は31条からなるもので、第1条では本条例の趣旨を、第2条では用語の定義について規定しております。第2条の2及び3は、公共下水道の構造及び処理場の管理について規定しており、第3条から第6条までは、排水設備の設置及び排水工事指定店の指定や排水設備の工事の検査について規定しております。

第7条から第15条までは、公共下水道の使用について規定し、第16条から第19条までは使用料について規定しております。このうち第16条の使用料の徴収については、4月から柳井市の窓口業務等包括受託者に業務を委託するにあたり、料金請求方法や納期限等を柳井市に合わせ、上下水道料金を一括請求とした上、納期限を月末から20日に変更しております。

第17条は、使用料の算定方法について規定しております。1期2カ月分の使用料に変更はありませんが、料金の表示を近隣市町に倣い、1カ月分の表示としております。

第18条は、使用料算定の特例を規定しております。従来、半期1カ月分の6立方メートルを超え12立方メートルまでの1立方メートル当たり201円の超過料金部分を見直し、半期使用

料の算定につきましては、1期2カ月分の半額としております。

第20条及び第21条は、下水道法第24条第1項に係る行為の制限の規定であります。

第22条から第25条までは、占用の許可に関する規定であります。

第26条は、指定工事店の指定に係る申請、更新の手数料について規定、第27条は使用料等の減免について規定しております。

第29条から第31条までは、罰則について規定しております。

なお、附則として、本条例の施行日を令和2年4月1日としているほか、令和2年4月1日以前に認定した汚水量に係る下水道使用料については、従前どおりの請求方法、納期限としますが、令和2年2月、3月分については、4月以降の請求で、上下水道料金一括請求の対象となるため、水道料金と同一請求、同一納期となる旨、経過措置で定めております。

また、使用水量検針区域については、4月、1カ月分のみ徴収があるため、その旨、経過措置に規定しております。

続いて、議案第17号周防大島町農業集落排水施設設置及び管理条例の全部改正についてであります。

本案も、地方公営企業会計への移行に伴う農業集落排水処理の設置及び管理について、下水道と同様の改正を行うものでございます。

それでは、その概要について御説明いたします。

101ページをお願いします。

まず、題名を周防大島町農業集落排水処理施設条例としております。

本条は、29条からなるもので、第1条では本条例の趣旨を、第2条では浄化センターの名称及び位置を、第3条では用語の定義を規定しております。

第4条では排水設備の設置義務を、第5条では水洗便所への改造義務を、第6条では排水設備工事の施工及び検査を、第7条では排水設備指定工事店の指定を、第8条及び第9条では、特定事業場からの汚水の排除の制限や除外施設の設置等を規定しております。

第10条ではし尿排除の制限を、第11条では使用開始の届出を、第12条では排水施設を損傷する恐れのある汚水の制限を規定しております。

第13条及び第14条では、代理人及び代表者の選定をそれぞれ規定しております。

第15条から第18条までは、下水道条例同様、使用料の徴収、算定方法、算定方法の特例等をそれぞれ規定しております。

第19条は行為の許可を、第20条から第22条までは占用許可等を、第23条は権利譲渡の禁止を、第24条は手数料を、第25条は使用料等の減免を、第26条は規程等への委任を、第26条から第29条までは罰則について規定しております。

なお、附則は、下水道条例と同様のものとしております。

続きまして、議案第18号周防大島町漁業集落排水施設設置及び管理条例の全部改正についてであります。

本案も、地方公営企業会計への移行に伴い、漁業集落排水処理の設置及び管理について、下水道及び農業集落排水と同様の改正を行うものでございます。

それでは、その概要について御説明いたします。

121ページをお願いいたします。

まず、題名を周防大島町漁業集落排水処理施設条例としております。

本文につきましては、農業集落排水事業に係る条例改正と同様でございます。

なお、附則につきましては、下水道条例と同様のものとしております。

最後になりますが、議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、これは書類審査の専門家でございます。公認会計士、これは財務の専門家でございます。及び行政組織から計4名で組織し、2回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

その結果を受けまして、選定委員会にて非公募により優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としております。

以上が、議案第11号から議案第19号までの補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと1点だけ確認しますが、説明資料のほうで、周防大島町教育委員会会議で審議するとともに、町長が主宰する周防大島町総合教育会議で協議をし、周防大島中学校という名称に決定をしたというふうに書いてありますが、この名称の決定権というのは、この周防大島町総合教育会議にあるということによろしいのでしょうか、確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 事務局として決定させていただいたということで、最終的には議会の議決が要るものと思っております。少し言葉足らずでありましたが、ここで決定するというのは、事務局側の積み上げとしての決定という意味でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 名称の案を決定したというような感じですかね。この総合教育会議の中で、名称案を決定されたということなんですが、その中でアンケートの結果を尊重するかどうかというのは、ちょっと意見が分かれたところもあったんじゃないかというふうに受けとめておりますが、そもそもこの会議の議事録という、その内容、これは何か公開されているのかもしれないんですけど、その会議の内容自体はどこかで公表されているものなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） 今後、ホームページ等で公開される予定です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今後というか、今は公表されていないということなんですが、ホームページのほうでは、29年の10月17日開催分が議事録としてありますが、それ以降が公表されていない。これは公表をやめたということなのかどうなのか、この名称決定の部分については、まだ間に合わないのかもしれないんですけど、そういうのを速やかに公表していただかないといけないと思いますし、何でこれがこの、ホームページで公表されるかどうかわかりませんが、一応29年の10月まではホームページで公表をされているので、この扱いがどうなったのか。

それと、会議も一応公開なんだろうから、それも公開すると、いついつ会議があるというこ



とが事前に周知されないと公開の意味がないので、その辺もどういふふうな取り扱いになっているか、運用になっているか、ちょっとその辺を御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） ホームページの公開につきましては、申し訳ございません、ちょっと少々遅れておりますが、なるべく早い段階で公表をしたいと思っております。

それから、総合教育会議の会議の開催につきましては、町の公告式条例に基づいて、掲示しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この問題は、一般質問でも一応取り上げる予定ですので、その一般質問の時間の節約の意味を込めて質疑をいたしたいと思います。

窓口業務を民間委託するという、その目的について伺います。

事前に伺ったときは、予算の経費の圧縮をするということと県が進める水道事業の県東部の広域化に絡むものだという説明を受けましたが、このとおりでいいのかどうか、一つ確認をお願いします。

それから、料金の払い込みと伺いますか、集金の実態についても伺いましたが、今、納付書で、つまり現金払いで納付書を持って行って払っている方が約2割、口座振替の方が7割から8割、実績では83.7%だと、納付書で現金払いをしている2割、20%の人のうちの43%がコンビニ収納だというふうに伺いました。

そうすると、この議案で、柳井市の市役所の中に窓口を設置して納付を受け付けるということですが、つまりそれは2割、20%のうちの43%の方を、つまり0.8%、1割前後の方を受け付けるということになると思うんですが、そういう計算になりますか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの御質問の、窓口業務の委託の目的でございますけれども、支出、水道事業の経営健全のためには、現在、4億円程度一般会計から補助金をいただいて運営しているのが現状でございます、本来は独立採算という原則が地方公営企業法には課せられておるわけなんです、なるべくそれに近づけるようにということで、支出の抑制の一つの方策として窓口業務の委託というのを考えております。

それから、質問の中にございましたように、県のというか、国自体が水道事業の合理化というか、経営改善というところで、各事業体に対して働きかけをしているような状況でございますので、柳井市、それから周防大島、田布施、平生、上関という広域水道、実際は岩国もありますけれども、広域水道の受水をしておる事業体の中で、最終目標としたら、事業統合というところになろうかと思いますが、要は一つの事業として、水道事業の運営ということになるかと思うんですけども、一足飛びにそういう話はできませんので、事務の共通化、一元化というところで、今回、民間委託をしようとするものでございます。

それから、料金の支払いのところにしましては、現状コンビニの窓口だけではなくて、納付書自体は、町内の金融機関とか役場の総合支所、出張所でもお受けしております。その状況は変えずに、窓口業務自体を柳井市の受託業者に委託をするということですので、計算上は、おっしゃるとおりかと思いますが、距離的な問題もありますので、全てが柳井市に置く民間業者が受け付けるというわけではないかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 基本的には10%前後のために柳井市役所に町の職員ですか、これこそ会計年度任用職員、パートタイムとかを置くということになるんでしょうかね。つまり10%、ほかのところも納付できるとおっしゃったので、10%に満たないと思うんです、計算上は。つまり、柳井へ持って行くとは限らんわけですから、いろんなところに持って行くということになるわけですから、そのために人件費をかけようということになるということですね。

それからもう一つ、目的のところによくわからないのは、広域化が一遍にはできんから、まずここからをやっていくと、集金するという体制から、ほかの市町と一緒に足並みをそろえていく。この中には、検針作業やら開栓、閉栓、盆やら正月に水道の栓を止めたりする、そういうものも含まれているので、これだけで雇うというわけじゃ、契約するというわけじゃないんでしょうけれども、窓口については、県の広域化の第一歩だという理解でよろしいんでしょうかね。

それから、これは過年度分の徴収、つまり滞納分の徴収も、この事業者にお任せをするということでは伺っていますが、これも事前にちょっと部長さんなどともお話ししたことではあるんですが、臨戸訪問、つまり個人のお宅に行き、あんた早う払いんさいというようなものを、民間の事業者がそれを行うと、もちろんそれだけじゃないかもわかりませんが、そういうことになるということではよろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時06分休憩

.....  
午後3時12分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問の、窓口業務委託ということに関してですが、水道事業、下水道事業に係る窓口業務全般で、現在、水道課で行っております開閉栓の手続き、それからメーター検針、料金の請求、収納、滞納整理、窓口業務等を、全般的な窓口業務を柳井市が平成29年度から民間業者に委託、包括業務委託として委託をしておりますが、そちらの業者に同様の条件で委託を行おうとするものでございます。

それから、過年度分の徴収についてということでございますが、料金収納も業務委託しますので、その受託業者が過年度分の料金徴収を使用者の方に対して、場合によっては臨戸もありうるかもしれませんが、電話の催促なりで行うこととなります。

ただ、例えば経済状況、滞納があつてなかなかすぐは払えないというようなことも、過去というか、委託前からの状況もおありの御家庭もあるかもしれません。そのあたりについては、実際に臨戸訪問、お宅を伺うについても町が全く関与しないということは考えておりませんので、こういう形で滞納分、過年度分の料金収納で臨戸訪問するんだという話の中では、過去のいきさつも踏まえて、徴収をどういう形でするかというのも水道課として関与してまいります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最後に。

今、町長がぽろっと休憩中に言いました、水道課の職員を減らすという目的があるんだということも、ちゃんと言っていたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 行革の一環というふうに考えていただければいいと思います。町の職員がどうしてもやらなければならない業務か、または外部に委託したほうが効率的で効果的な業務であるかというのを見極めるということでもあります。

ですから、水道課の職員を減らすということでは言いましたけども、水道課の職員を減らすというよりも、要するに、業務を包括的に業務委託したほうが、効果効率が上がって、なおかつ、町の職員数が減らされて、人件費が減る。ここを考えてみたときに、当然そちらのほうが効果があるというふうに思って、やっておるわけでございます。

ですから、水道の今回の業務だけではなくて、町の中には、まだまだたくさんほかにもあるんじゃないかということで、行政改革はこれからさらに進めていかなければならないと思っておりますので、他にも洗い出しをして、そのような外部への業務委託、民間への業務委託をしたほうが有効で効果があるものがあれば、それはどんどんやっていきたいというふうに思っている、その一環だというふうに考えていただいて結構だと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 柳井市の業者ということなんですけど、これは、だから今のフジ地中情報株式会社というところと、随契するということになるんですかね。周防大島町とそこが。それで、外部の業者が結局、町の業務の中に入るわけですから、私が心配しているのは、個人情報とかね、まあ最近、よその自治体でも大きな事件がありましたけど、そういうところを周防大島町はどういうふうな管理体制をしていくのかなというところが心配なんですけど、その辺について、ちょっと方針なり、お聞かせいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 個人情報の保護。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問の、個人情報の取り扱いについてでございますが、業務の基本仕様書並びに契約書につきまして、町の個人情報保護条例の遵守をうたうとともに、事業者においては、情報の取扱要綱の策定であるとかデータ資料の無許可の複写・持ち出し禁止というのをその中に盛り込んで、徹底させることにしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まあ、教科書的にはそうなんですけど、実際問題としてですね、公金を盗まれ、書類を改ざんされ、印鑑を勝手に使用されるという現実がある組織なんで、それを踏まえて非常に不安があるんですよ。だから、そこをどう考えているか、どういうふうな——まあ、これはちょっと話が飛び過ぎかもしれませんが、その辺の心構えというのをお聞かせいただければと思います。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 話がそちらのほう行くと、もう現実がそうなので、お断りをするしかないわけでございますが、今回の件に限って言えば、件に限ってというか今回の件で言えば、適切に対応していくということに尽きると思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。半まで。

午後3時19分休憩

午後3時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけ。

26条の手数料が出ておりますけど、これの算定根拠を教えてくださいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問であります26条の手数料の根拠についてでございます。

金額自体は、改正前の条例と変更はしておりません。

指定申請手数料につきましては、合併前の橘町手数料条例の規定に基づいて、金額設定をしております。こちらにつきましては、当時の議会の会議録等も調べてみたのですが、特に具体的な記述はございませんでした。また、手元に算定内訳についての資料が残っておりませんので、金額の根拠というのはわかりかねます。

更新申請手数料につきましては、平成19年12月の条例改正で規定をしております。内容としては、申請書類の作成、配付、提出書類の受け付け審査、説明会等の人件費及び用紙代の事務費から算定している、議会の会議録には残っておりますが、こちら、その具体的な金額の積み上げ等については資料が残っておりませんので、わかりかねます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 前回9月議会で水道の更新手数料のことで散々申し上げましたが、それと根本的には同じような手数料の性質を持っているんだろうと思うんですが、あれは、水道は1万円で、こちらは申請が8,000円と3,000円と。いずれにしても、人件費とか事務費とかから算定しているというふうな御説明でしたけど、まあ、昔は確かになかったんでしょう。だけど、昔の話をしているんじゃないかって、現在、この条例でやっぱり定める以上は、8,000円なり3,000円の根拠が必要になってくると思いますし、旧町時代にそういう人件費や事務費、まあ人件費ですね、主にそれから算定したというのであれば、当然、それから年数がたっているんだから、人件費の根拠となる人件費も変わってくるし、この手数料自体がそのまま現在も生きてくるといふ理由にはならないと思います。

なければ、今ここで根拠をつくって、当然、条例に上げてくるべきだと思いますが、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） また止まったか。

暫時休憩します。

午後 3 時 34 分休憩

午後 3 時 35 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問で、条例を全部改正するのであれば、根拠を新しく設けるべきだという趣旨の御質問だと思いますけれども、ちょっと禅問答みたいな答弁になってしまいますけど、現行の条例を根拠というふうに考えて金額の変更をしておりますというお答えになってしまうんです。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4 番 砂田 雅一君） 個人の家庭で大体平均して 1 カ月どれぐらいの水量をこの下水道で使うという、大体平均どころというのはどれぐらいでしょうか。つまり一番多い家庭、多いというのは使う量が多いじゃなくて、例えば 20 トンから 30 トンぐらいの間で使っている家庭が一番多いとか、その平均です。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問の、1 家庭当たり平均 1 月ということでございましたので、今、手元に詳細な資料は持ち合わせておりませんが、15 トンか 20 トン前後ではなかろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 17 号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 18 号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 19 号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 資料のほうに審査委員会の総評というのが書いてありますが、前

回、3年前の選定委員会の講評でも、財務状況がよくないとか、事業がマンネリ化している。集客力の向上が必要だということが指摘をされておりますが、今回の講評でも同じような表現になっている。

なかなか指定管理施設の運営も大変なんで、28ページの指定管理料の積算を見ると、その赤字部分を指定管理料として積算していると。町としてこの施設をどういうふうこれから運営してもらおうと、どういう施設のあり方を求めているのか。こうして実質的に赤字補填という形で指定管理料を決めると、結局は26ページの収支計画にもあるように、現状維持ですつとやっていくということにならざるを得ない。

町として、この施設を、例えば、現状維持ですつと今のまま何か平穩にというんですかね、安定経営を目指して、何か新しく展開するんじゃなくて、もうとにかく現状維持で運営していくことを求めるのか、それとも何かの目的を持って運営してもらおうのであれば、もう少し、やっぱり町として投資的な意味で、この指定管理料を考えていかなきゃいけないということもあるんじゃないかと思います。その辺の町の方針がどのような考えであるのか、そこだけお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理料のことですが、ここにありますように、年間基準指定管理料が1,600万円余りを支出しなければ、指定管理料を出さなければ運営できない施設として、そうでないと指定管理者の努力だけでは運営ができないというこの施設ですが、非常に問題があると私も感じております。

このながうらスポーツ滞在型施設自体は、町にとっても大変重要な財産であるということは、皆さん方と認識は同じではないかと思っております。しかしながら、1,630万円も出しながら運営していることが果たしてどうなのかということにもなると思います。先ほど砂田議員さんの御質問にありましたが、県のいろいろな施設がありますが、県もそういうことからして、あのような議論が起こっておるんだろうというふうに思います。

私も、この指定管理施設がたくさんありますが、町内にもありますが、町内の指定管理施設それぞれ、道の駅を除いたら、あとは全て指定管理料を出さなければ運営できない施設になっております。そういうような中でもそれぞれタイプは違うと思うんですが、このながうらスポーツ滞在型施設にすれば、やっぱりスポーツ交流施設とか、または観光交流施設とかいうふうなものなんですが、それらの効果は上がっておるし、効果はあるというふうに認識をいたしておりますが、しかしながら、1,600万円余りも出して運営する、このことがどうなのかということは、効果があっていることと対比しなければならないというふうに思っておるところでございます。

本来であれば、これは指定管理料を出さずに、とんとんでやっていただける。または指定管理者のほうが、収益をもっと上げられるという施設になっていただきたいということではあるんで

すが、当面、ここまでの額になりますと、なかなか指定管理者の努力によって収支がとんとんになると、指定管理料を出さなくても済むような施設になるということはとても考えられないと思います。しかしながら、大事な施設であることには間違いのないことになりますと、指定管理料を落としてでも、運営できるような体制をつくらなければならないというふうなことはなるのではないかと考えております。

具体的にはちょっと申し上げますが、スポーツ合宿を中心とした滞在施設、もう1つはスポーツ合宿ですから合宿施設があります。もう1つはレストラン、そして潮風呂というものがありますが、これらをスポーツ施設と合宿施設とレストランと潮風呂といったとき、これが総合的に全て必要なかどうか、どこかもう少し効率化を図れるんじゃないかというふうなことも考えられます。それぞれで、明確にじゃないんですが、今言った4つの施設それぞれに、要するに収支は出させていただいております。

そういうことなので、スポーツ施設の場合はすごく使用料が安価なので、当然赤字になっておると思います。宿泊やレストランでは赤字になってもらっては困るということは指定管理者に伝えております。潮風呂については人件費やそしてまた運営費、維持管理費で相当な赤字が出ておるというふうに思います。これらの4つを今までどおりやっていくのかということになると思います。

実は先ほど、はじめに申し上げましたように、他の指定管理施設も含めて、指定管理料を出さなければならない施設というのは、当然、見直しをやっていかなければならないというふうに思っております。来年度、新しい年度に向けて、そういう取り組みを始め、スタートを切りたいというふうに思っておりますが、これはまた議会のほうの皆さん方にもお願いをし、そして議会と一緒にこの指定管理施設の改革、合理化というものには取り組んでいきたいというふうには思っております。

今回のこの1,600万円余りの指定管理料を出して指定管理者に運営してもらおうということについては、大変、私も問題があるというふうに考えております。これについて、今回はこうやってから決まっておりますので、ぜひともこれで議決をいただきたいと思いますが、議決をいただいた後にでも、他の施設と同様に一緒にして、改革に来年度から着手をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてまでの質疑



を終了いたします。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月19日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時45分散会

---